運営指導日	令和　　年　　月　　日（　　）　午前 ・ 午後

令和７年度（２０２５年度）版
指定障害福祉サービス事業者　自主点検表
【共同生活援助】

サービス種別 ※該当に〇を入れてください	該当	種　別	指定年月日
		介護サービス包括型	年　　月　　日
		日中サービス支援型	年　　月　　日
		外部サービス利用型	年　　月　　日

事業所	事業所番号	
	名　　称	
	所　在　地	〒
	連　絡　先	（電　話）　　（ＦＡＸ） （メール）
	管　理　者	
	サービス管理責任者	
事業者（法人）	名　　称	
	代　表　者 職名・氏名	
	所　在　地	※上記事業所と異なる場合に記入 〒
記入(担当)者 職名・氏名		
記入者連絡先	※上記事業所と異なる場合に記入	記入年月日　令和　　年　　月　　日

問い合わせ	川口市福祉部福祉監査課　指導第１係 【電　話】０４８（２７１）９４２１　【ＦＡＸ】０４８（２５３）６８７７ 【メール】083.01300@city.kawaguchi.saitama.jp

自主点検表の作成について

適切なサービス（共同生活援助サービス）を提供するためには、事業者・事業所が自主的に事業所の体制（人員・設備・運営）やサービスについて、法令の基準や、国・県・市の通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、川口市では、法令、関係通知及び国が示した指定障害福祉サービス事業者等監査指針のうちの主眼事項・点検のポイントを基に、自主点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組に、この自主点検表を活用し、毎年度定期的な点検を実施してください。

【留意事項】

○　任意に自主点検を行ったものは市に提出する必要はありませんが、次回の参考となるよう各事業所において保管してください。

○　市の運営指導のために作成する場合は、項目番号部分に自主点検のみと記載のある箇所は回答不要です。（運営指導では内容の確認を行いません。）

○　市の運営指導のために作成した場合は、この自主点検表と指定のあった他の提出書類を、市への提出分だけでなく事業所の控えの分も作成し、運営指導の際に指導事項を記録し、実施後５年間は保管するようにしてください。

○　自主点検に当たっては、複数の職員で検討するなどし、漏れなく点検してください。

【記入上の注意点】

○　自主点検表の点検の仕方は、「いる・いない」のいずれかに○印を付けていただく形式です。

○　自分の事業所では行っていない項目で「該当なし」としてチェックしたい場合には、「いる・いない」のところに斜線（／）を引いて「なし」と記入するなどしてください。

【点検表の見方】

○　各項目は、原則として条例・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。

○　各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。

○　根拠法令については、条例では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

≪事業種別の略称≫

介護 … 介護サービス包括型　日中 … 日中サービス利用型　外部 … 外部サービス利用型

共通 … 全種共通

≪根拠法令等の略称≫

略　称	名　　称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法）
条例	川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 29 年 12 月 26 日条例第 63 号）
省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月６日･障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（指定基準の解釈通知）
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）（報酬告示）
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号）（報酬告示の留意事項通知）

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 一般原則 共通	（1）個別支援計画に基づくサービス提供義務　＊ 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	いる いない	条例第3条
	（2）利用者の人格尊重　＊ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる いない	条例第3条
	（3）虐待防止等の措置　＊ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 虐待防止担当者　（職・氏名） 取り組んでいるものにチェックしてください。 □①　虐待防止委員会の設置 ※委員会の議事内容を記載してください。（例：研修計画策定） （　　） □②　虐待防止委員会での検討結果の従業者への周知徹底 □③　虐待防止や人権意識を高めるための従業者への研修 □④　職員が障害特性に応じた支援が出来るような知識や技術を獲得するための従業者への研修 □⑤　虐待防止のチェックリストを活用した従業者による定期的な自己点検（セルフチェック） □⑥「倫理綱領」「行動指針」等の制定と従業者への周知 □⑦「虐待防止マニュアル」の作成と従業者への周知 □⑧「権利侵害防止の掲示物」の従業者の見やすい場所への掲示 □⑨　支援上の悩み等を従業者が相談できる体制の整備 □⑩　利用者等に対する苦情解決制度等の活用の周知 □⑪　その他（　　） ☜　虐待防止委員会は、テレビ電話装置等の活用が可能です。 次の基準を満たしていない場合は、減算の対象となります。 1　虐待防止委員会の開催及びその結果の従業者への周知 2　従業者に対する研修の実施 3　上記1・2を実施するための担当者の設置 →「63(7) 虐待防止措置未実施減算」参照	いる いない	条例第3条、196条,196条の11,207条(40条の2準用)
	≪参照≫ ・「埼玉県虐待禁止条例」（平成29年埼玉県条例第26号） ・「川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例」（平成25年川口市条例第34号） ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号） ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和6年7月　厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部　障害福祉課　地域生活・発達障害者支援室　こども家庭庁支援局障害児支援課） ・「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日　障発第1020001号　厚生労働省社会・援護局　障害保健福祉部長通知）		

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 一般原則 （続き） 共通	（４）事故防止等の措置　◎ 利用者の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めていますか。	いる いない	条例第３条
	ア　利用者の所在確認		社会福祉施設等における利用者の安全確保の徹底について（H29.7.18 埼玉県福祉部福祉監査課長通知）
	①　利用者の所在確認、所在不明の場合の対応について、具体的な手順を示すマニュアル等を作成していますか。	いる いない	
	②　利用者の所在確認を定時及び適時に行っていますか。	いる いない	
	具体的な確認・記録方法を記入　*例：午前○時、昼食、散歩時に確認*		
	③　送迎時の乗車確認・降車確認を行っていますか。 ※送迎ありの場合のみ	いる いない	
	具体的な確認・記録方法を記入　*例：乗車名簿によりチェック、複数職員で確認*		
	④　送迎職員と施設職員の情報共有はできていますか。 ※送迎ありの場合のみ	いる いない	
	⑤　利用者の所在不明が判明した場合の対応は決まっていますか。	いる いない	
	⑥　利用者の所在確認及び所在不明の情報を管理者に報告することになっていますか。	いる いない	
	イ　防犯に係る安全確保 防犯に係る安全対策として、利用者の安全を確保するための点検項目を定めていますか。	いる いない	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（H28.9.15 厚生労働省通知）

点　検　項　目	確認
① 防犯体制を整備し職員全員に周知徹底しているか。	
② 来訪者の受付窓口を設置し、受付簿の記入、来訪者証の交付等を行っているか。	
③ 門扉や玄関の鍵締め、防犯カメラの設置など不審侵入者の予防対策を講じているか。	
④ 職員体制が手薄になりがちな夜間やイベント開催時などの安全対策に留意しているか。	
⑤ 金庫の暗証番号の変更等を適時行っているか。	
⑥ 送迎車など車両の盗難対策を講じているか。	
⑦ 警察の防犯講習会の活用等により防犯講習や防犯訓練を実施しているか。	
⑧ その他、施設の状況に応じた防犯対策を講じているか。	

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
２ 基本方針 ＊	（１）介護サービス包括型共同生活援助の基本方針　介護 共同生活援助に係るサービスは、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	いる いない	条例第 180 条
	（２）日中サービス支援型共同生活援助の基本方針　日中 日中サービス支援型共同生活援助は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	いる いない	条例第 196 条の 3
	（３）外部サービス利用型共同生活援助の基本方針　外部 外部サービス利用型共同生活援助は、個別支援計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっていますか。	いる いない	条例第 198 条

※　事業所の基本方針、特色、特に意を用いていることなど（ホームの特徴、サービスの内容、地域との連携、目標など）を記入してください。（自由記入、別紙でも結構です。）

◆　基本方針

項目	点検のポイント
３ 利用者の状況 共通	（直近月の状況）〔 令和　　年　　月　時点　〕 （１）事業所（各共同生活住居）の利用者数 **※短期入所（併設事業所・空床利用型事業所）を実施している場合は、短期入所の利用者数も記入してください。**

前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ＧＨ 利用者数												
短期入所 利用者数												
合計												
開所日数												
					平均利用者数							人

本年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ＧＨ 利用者数												
短期入所 利用者数												
合計												
開所日数												

※報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による）。
この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする（小数点第２位以下を切り上げ）。
平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。
（報酬告示第二の１（通則）（５）を参照）

※新設、増改築等の場合の利用者数
①新設又は増改築等の時点から６月未満の間
定員の 90%を利用者数とする。

②新設又は増改築の時点から６月以上１年未満の間
直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とする。

③新設又は増改築等の時点から１年以上経過している場合
直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。

※定員減少の場合
減少後の実績が３月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。

◆　基本方針

項目	点検のポイント
３ 利用者の 状況 （続き） 共通	（２）共同生活住居の一覧 ※サテライト型住居（「11 設備⑨サテライト型住居」参照）がある場合、本体住居の次に「サテライト」と表示して所在地等を記入してください。 また、記入しきれない場合は別紙に記入してください。

名称	所在地	定員	現員
①		人	人
②		人	人
③		人	人
④		人	人
⑤		人	人
⑥		人	人

（３）日中活動の状況

一般就労	就労移行	就労Ａ型	就労Ｂ型	生活介護	地域 デイケア	精神科 デイケア	その他
人	人	人	人	人	人	人	人

（４）親元への帰省状況

ほとんど土日帰省	たまに土日帰省	不定期だが帰省	帰省していない
人	人	人	人

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th></tr>
<tr><td>４
従業者の
状況

共通</td><td>
該当する欄に従業者等の実人数を記入してください。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">管理者</th><th colspan="2">サービス
管理責任者</th><th colspan="2">世話人</th><th colspan="2">生活支援員</th><th colspan="2">夜間支援
従事者</th><th colspan="2"></th></tr>
<tr><th></th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th></tr>
<tr><td>常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

＜用語の説明＞
・常勤　：労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。
①　母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、週 30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
②　人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員基準を満たすことを認める。
③　②の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。
・非常勤　：常勤の者の勤務時間に満たない者
・専従　：当該事業所のみに勤務する職員
・兼務　：専従でない職員（例：管理者とサービス管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務）
・常勤換算方法：「１週間の勤務延べ時間数」÷「常勤の１週間に勤務すべき時間数」
（小数点第２位以下切り捨て）
※１週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。
※母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、週 30 時間以上の勤務で常勤換算方法での計算に当たり、１（常勤）として扱うことを認める。
</td></tr>
</table>

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="3">５
介護サービス包括型共同生活援助における従業者の員数

介護</td><td>（１）必要人員数の確保　＊
介護サービス包括型共同生活援助事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。
一　世話人
二　生活支援員
三　サービス管理責任者

＜解釈通知　第十五の１(3)＞
○　世話人及び生活支援員の要件等
①　世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。
②　世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯におけるサービスの提供に必要な員数を確保するものとする。</td><td></td><td>条例第 181 条</td></tr>
<tr><td>一　世話人の員数
事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となっていますか。

<table>
<tr><th>利用者数(a)</th><th>除する数(b)</th><th>必要人員
(a/b)</th></tr>
<tr><td>人</td><td>６</td><td>人</td></tr>
</table>
利用者の数は、前年度の平均値とする。
ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
※短期入所（併設事業所・空床利用型事業所）を実施している場合は、合計の利用者数を記入してください。

＜世話人の勤務状況・常勤換算人数＞（　　年　　月）
<table>
<tr><th>①世話人の実人数</th><th>②全世話人の４週間の延べ勤務時間数</th><th>③常勤従業者１人の４週間の勤務すべき延べ時間数</th><th>④常勤換算人数
(②/③)</th></tr>
<tr><td>人</td><td>時間</td><td>時間</td><td>人</td></tr>
</table>
</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>＜解釈通知　第十五の１(1)＞
例：利用者を１２人とし、当該事業所における常勤の勤務時間を１週間４０時間とした場合、当該事業所におけるサービスの提供に従事する勤務時間の延べ数を、１週間の間に、40 時間×(12÷6)人＝延べ８０ 時間以上確保する必要がある。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>５
介護サービス包括型共同生活援助における従業者の員数
（続き）

介護</td>
<td>二　生活支援員の員数
事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上となっていますか。
ア　障害支援区分３の利用者の数を９で除した数
イ　障害支援区分４の利用者の数を６で除した数
ウ　障害支援区分５の利用者の数を４で除した数
エ　障害支援区分６の利用者の数を２．５で除した数
※条例附則第２３項又は第２４項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける者については、当該利用者の数に２分の１を乗じて得た数とする。
（令和９年３月３１日まで）
<table>
<tr><th>利用者の支援区分</th><th>利用者数
(a)</th><th>除する数
(b)</th><th>(a)/(b)</th><th>必要人員</th></tr>
<tr><td>３</td><td>人</td><td>９</td><td>人</td><td rowspan="4">人</td></tr>
<tr><td>４</td><td>人</td><td>６</td><td>人</td></tr>
<tr><td>５</td><td>人</td><td>４</td><td>人</td></tr>
<tr><td>６</td><td>人</td><td>２．５</td><td>人</td></tr>
</table>
利用者の数は、前年度の平均値とする。
ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
※短期入所（併設事業所・空床利用型事業所）を実施している場合は、合計の利用者数を記入してください。
＜生活支援員の勤務状況・常勤換算人数＞（　　年　　月）
<table>
<tr><th>①生活支援員の実人数</th><th>②全生活支援員の４週間の延べ勤務時間数</th><th>③常勤従業者１人の４週間の勤務すべき延べ時間数</th><th>④常勤換算人数
(②/③)</th></tr>
<tr><td>人</td><td>時間</td><td>時間</td><td>人</td></tr>
</table>
＜解釈通知　第十五の１(2)＞
例：利用者を１２人（区分６が２人、区分５が４人、区分４が６人）とし、常勤の勤務時間を１週間４０時間とした場合、当該事業所におけるサービスの提供に従事する勤務時間の延べ数を、１週間の間に、
・ 区分６：40 時間×（２÷２．５）人＝３２時間
・ 区分５：40 時間×（４÷４）人＝４０時間
・ 区分４：40 時間×（６÷６）人＝４０時間
延べ合計１１２時間以上確保する必要がある。</td>
<td>いる
いない</td>
<td>条例第 181 条</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（２）従業者の専従　＊
従業者は、専ら事業所の職務に従事する者となっていますか。
※利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</td>
<td>いる
いない</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（３）夜間支援体制の確保　自主点検のみ
夜間及び深夜の時間帯に支援を行う必要がある利用者が居住する場合に、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間支援従事者を置いていますか。
☐ 夜勤を行う夜間支援従事者を配置
☐ 宿直を行う夜間支援従事者を配置
【夜間支援従事者を配置しない場合】
☐ 防犯体制又は常時の連絡体制の確保
（　　）
→　「74 夜間支援等体制加算」を参照</td>
<td>いる
いない</td>
<td>留意事項通知
第二の 3(8)⑭</td>
</tr>
</table>

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>６
日中サービス支援型共同生活援助における従業者の員数
＊
日中</td><td>（１）必要人員数の確保
日中サービス支援型共同生活援助事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。
一　世話人
二　生活支援員
三　サービス管理責任者
四　夜間支援従事者

＜解釈通知　第十五の４(1)①（第十五の１(3)と同趣旨）＞
○　世話人及び生活支援員の要件等
※介護サービス包括型（５(１)参照）と同趣旨
＜解釈通知　第十五の４(1)③＞
○　夜間支援従事者
日中サービス支援型共同生活援助は、夜間及び深夜の時間帯においても、利用者の状態に応じた介護等の支援を行う体制を確保するため、当該夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を１人以上配置するものとする。</td><td></td><td>条例第196条の4</td></tr>
<tr><td></td><td>一　世話人の員数
夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯におけるサービスの提供に当たる世話人の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を５で除した数以上となっていますか。
<table><tr><th>利用者数(a)</th><th>除する数(b)</th><th>必要人員
(a/b)</th></tr><tr><td>人</td><td>５</td><td>人</td></tr></table>利用者の数は、前年度の平均値とする。
ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
※短期入所（併設事業所・空床利用型事業所）を実施している場合は、合計の利用者数を記入してください。

＜世話人の勤務状況・常勤換算人数＞（　　年　　月）
<table><tr><th>①世話人の実人数</th><th>②全世話人の４週間の延べ勤務時間数</th><th>③常勤従業者１人の４週間の勤務すべき延べ時間数</th><th>④常勤換算人数
(②/③)</th></tr><tr><td>人</td><td>時間</td><td>時間</td><td>人</td></tr></table>
＜解釈通知　第十五の４(1)（第十五の１(1)と同趣旨）＞
例：世話人の確保数
※介護サービス包括型（５(１)参照）と同趣旨。</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
</table>

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>６
日中サービス支援型共同生活援助における従業者の員数
（続き）

日中</td><td>二　生活支援員の員数
夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯におけるサービスの提供に当たる生活支援員の総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上となっていますか。
ア　障害支援区分３の利用者の数を９で除した数
イ　障害支援区分４の利用者の数を６で除した数
ウ　障害支援区分５の利用者の数を４で除した数
エ　障害支援区分６の利用者の数を２．５で除した数
※条例附則第２３項又は第２４項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける者については、利用者の数に２分の１を乗じて得た数とする。
（令和９年３月３１日まで）
<table>
<tr><th>利用者の支援区分</th><th>利用者数
(a)</th><th>除する数
(b)</th><th>(a)/(b)</th><th>必要人員</th></tr>
<tr><td>３</td><td>人</td><td>９</td><td>人</td><td rowspan="4">人</td></tr>
<tr><td>４</td><td>人</td><td>６</td><td>人</td></tr>
<tr><td>５</td><td>人</td><td>４</td><td>人</td></tr>
<tr><td>６</td><td>人</td><td>２．５</td><td>人</td></tr>
</table>
利用者の数は、前年度の平均値とする。
ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
※短期入所（併設事業所・空床利用型事業所）を実施している場合は、合計の利用者数を記入してください。
＜生活支援員の勤務状況・常勤換算人数＞（　　年　　月）
<table>
<tr><th>①生活支援員の実人数</th><th>②全生活支援員の４週間の延べ勤務時間数</th><th>③常勤従業者１人の４週間の勤務すべき延べ時間数</th><th>④常勤換算人数
(②/③)</th></tr>
<tr><td>人</td><td>時間</td><td>時間</td><td>人</td></tr>
</table>
＜解釈通知　第十五の４(1)（第十五の１(2)と同趣旨）＞
例：生活支援員の確保数
※介護サービス包括型（５(１)参照）と同趣旨。</td><td>いる
いない</td><td>条例第196条の4</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）夜間支援従事者の配置
上記（１）に規定する従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員）を置いていますか。</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（３）従業者の専従
（１）及び（２）に規定する従業者は、専ら事業所の職務に従事する者となっていますか。
※　利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（４）常勤の従業者
上記（１）及び（２）に規定する従業者のうち、１人以上は、常勤となっていますか。</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
</table>

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="4">７
外部サービス利用型共同生活援助における従業者の員数
外部</td><td>（１）必要人員数の確保　＊
外部サービス利用型共同生活援助事業所に置くべき従業者は、次のとおりとする。
一　世話人
二　サービス管理責任者
＜解釈通知　第十五の５⑴（第十五の１⑶と同趣旨）＞
○　世話人の要件等
※介護サービス包括型（５（１）参照）と同趣旨</td><td></td><td rowspan="4">条例第199条</td></tr>
<tr><td>一　世話人の員数
事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となっていますか。
＜解釈通知　第十五の５⑴①＞
○　平成２６年４月１日に現に存する事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該外部サービス利用型共同生活援助事業所の利用者の数を１０で除して得た数以上とする。
<table><tr><th>利用者数(a)</th><th>除する数(b)
（該当に○）</th><th>必要人員
(a/b)</th></tr><tr><td>人</td><td>６・１０</td><td>人</td></tr></table>利用者の数は、前年度の平均値とする。
ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
※短期入所（併設事業所・空床利用型事業所）を実施している場合は、合計の利用者数を記入してください。
＜世話人の勤務状況・常勤換算人数＞（　　年　　月）
<table><tr><th>①世話人の実人数</th><th>②全世話人の４週間の延べ勤務時間数</th><th>③常勤従業者１人の４週間の勤務すべき延べ時間数</th><th>④常勤換算人数
(②/③)</th></tr><tr><td>人</td><td>時間</td><td>時間</td><td>人</td></tr></table>＜解釈通知　第十五の５⑴（第十五の１⑴と同趣旨）＞
例：世話人の確保数
※介護サービス包括型（５（１）参照）と同趣旨。</td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>（２）従業者の専従　＊
従業者は、専ら事業所の職務に従事する者となっていますか。
※利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>（３）夜間支援体制の確保　自主点検のみ
夜間及び深夜の時間帯に支援を行う必要がある利用者が居住する場合に、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間支援従事者を置いていますか。
□ 夜勤を行う夜間支援従事者を配置
□ 宿直を行う夜間支援従事者を配置
【夜間支援従事者を配置しない場合】
□ 防犯体制又は常時の連絡体制の確保
（　　）
→　「74 夜間支援等体制加算」を参照</td><td>いる
いない</td><td>留意事項通知
第二の３⑻⑭</td></tr>
</table>

◆　人員に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８ サービス 管理責任者 ＊ 共通	現在配置しているサービス管理責任者について、市（障害福祉課）に届け出ている内容を記入してください。		

氏名	（ 常勤 ・ 非常勤 ）	就任日：　年　月　日 届出日：　年　月　日	
実務経験	業務期間	通算：　年　月間	
	従事日数	通算：　日	
	業務内容	職名（　　）	
研修受講状況	○旧サービス管理責任者研修	修了日：　年　月　日	
	○サービス管理責任者基礎研修	修了日：　年　月　日	
	○サービス管理責任者実践研修	修了日：　年　月　日	
	○サービス管理責任者更新研修	修了日：　年　月　日	
	○相談支援従事者初任者研修（講義部分）	修了日：　年　月　日	
	※研修未受講者である場合 ・配置された事由（　　） ・猶予措置終了日：　年　月　日		

氏名	（ 常勤 ・ 非常勤 ）	就任日：　年　月　日 届出日：　年　月　日	
実務経験	業務期間	通算：　年　月間	
	従事日数	通算：　日	
	業務内容	職名（　　）	
研修受講状況	○旧サービス管理責任者研修	修了日：　年　月　日	
	○サービス管理責任者基礎研修	修了日：　年　月　日	
	○サービス管理責任者実践研修	修了日：　年　月　日	
	○サービス管理責任者更新研修	修了日：　年　月　日	
	○相談支援従事者初任者研修（講義部分）	修了日：　年　月　日	

※平成３０年度までに受講した従前の「サービス管理責任者研修」は、「旧サービス管理責任者研修」として修了日を記入してください。

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
８ サービス管理責任者（続き） 共通	（１）サービス管理責任者の配置 サービス管理責任者は、事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数を置いていますか。 ア　利用者の数が３０以下　１以上 イ　利用者の数が３１以上　１に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 ＜解釈通知　第十五の１(4)＞ ○　共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間が確保されている必要がある。	いる いない	条例第 181 条, 196 条の 4, 199 条
	（２）サービス管理責任者の専従 サービス管理責任者は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 ※　利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 ＜解釈通知　第十五の１(5)＞ ○　共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該事業所における入居定員が２０人以上である場合については、出来る限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。	いる いない	
	（３）サービス管理責任者の要件 サービス管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。 一　次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること （構造改革特区：令和３年３月３１日をもって廃止） (一) 次のア及びイの期間を通算した期間が５年以上 ア　相談支援業務 次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 (1) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体・知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 (2) 児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (5) 特別支援学校 (6) 病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る）　等 イ　直接支援業務 次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間 (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 (3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所 (4) 特例子会社　(5) 特別支援学校　等	いる いない	平成 18 年厚生労働省告示第 544 号 告示第１号イ(1)

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
８ サービス 管理責任者 （続き） 共通	（二）次の期間を通算した期間が８年以上である者 ○　直接支援業務 上記(一)イの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 （三）上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が３年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して３年以上である者 ※ 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師		告示第１号イ(1)
	二　次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であって、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の５年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの （(二)に定める実践研修を修了した日から５年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなす。） (一)サービス管理責任者基礎研修（実務経験が２年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次のア又はイのいずれかの要件を満たすもの ア　相談支援従業者初任者研修（講義部分）修了者 イ　旧障害者ケアマネジメント研修修了者 (二)次のア、イ又はウのいずれかの要件を満たしている者であって、サービス管理責任者実践研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの ア　基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者 イ　基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前５年間において通算して６月以上、指定基準第５８条第２項から第５項まで（準用する場合を含む。）に規定する業務に従事したもの ウ　平成３１年４月１日において、旧告示に規定するサービス管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの		告示第１号イ(2)
	【実践研修の受講に必要な実務経験について】 ≪参照≫「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」 (R5.6.30　こども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　事務連絡) ○　サービス管理責任者の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（ＯＪＴ）を「２年以上」としておりますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（ＯＪＴ）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者（市）に届け出ている場合は、例外的に「６月以上」とします。		

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
８ サービス 管理責任者 （続き） 共通	【更新研修未修了】告示第１号ニ ○　期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧サービス管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。 【実務経験者が基礎研修修了者となった場合の経過措置】告示第１号ハ ○　実務経験者が平成３１年４月１日以後令和４年３月３１日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から３年を経過するまでの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。 【やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合】告示第１号へ ○　やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた事業所にあっては、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるもの（みなしサービス管理責任者）について、研修要件を満たしているものとみなす。 ○　当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者（当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となった者を除く。）であって、当該事由の発生した日以前から引き続き当該事業所に配置されているものである場合にあっては、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間（当該事由の発生した日から起算して２年間に限る。）、当該みなしサービス管理責任者について、研修要件を満たしているものとみなす。 【配置時の取扱いの緩和等】告示第１号ホ 常勤のサービス管理責任者が配置されている場合 ○　基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可 ○　基礎研修修了者を２人目のサービス管理責任者として配置可 ☞　やむを得ない事由を判断するのは、市（障害福祉課）です。猶予措置を適用する際は、必ず市（障害福祉課）に相談してください。		

◆　人員に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９ 管理者 ＊ 共通	（１）常勤・専従の管理者 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 ＜解釈通知　第十五の１(6)（第四の１(7)と同趣旨）＞ ○　管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであるが、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ①　当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 ②　当該事業所以外の他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、他の事業所等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	いる いない	条例第182条、196条の5,200条 (182条準用)
	（２）知識、経験を有する者 管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者となっていますか。	いる いない	
１０ 従業者等の秘密保持 ＊ 共通	（１）従業者等の秘密保持の義務 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(27)①準用）＞ ○　従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの	いない いる	条例第196,196条の11,207条 (36条準用)
	（２）従業者等であった者に対する秘密保持のための措置 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(12)（第三の３(27)②準用）＞ ○　従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの ○　具体的には、事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの ☞　在職中と併せて、退職後における秘密保持義務を誓約書などに明記することが必要となります。	いる いない	

◆　設備に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１１ 設備 ＊	（１）立地　共通 共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（入所施設）又は病院の敷地外にありますか。	いる いない	条例第183条、196条の6、201条（183条準用）
	（２）事業所の単位　共通 共同生活援助事業所は、１以上の共同生活住居（サテライト型住居（本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居）を除く。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は４人以上となっていますか。 ＜解釈通知　第十五の２⑵＞ ○　共同生活援助事業所については、個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する１以上の共同生活住居を事業所として指定することとし、当該事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が４人以上でなければならないものとする。 ○　この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね３０分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。	いる いない	
	（３）配置、構造及び設備　共通 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっていますか。 ＜解釈通知　第十五の２⑶①、第十五の２⑶②＞ ○　「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する１つの建物をいう。 ○　マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。 ○　マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準に規定する共同生活住居の入居定員を超える場合にあっては、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められないこと。 ○　特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。 ○　共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場所は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。	いる いない	

◆　設備に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１１ 設備 （続き）	（４）入居定員　共通 共同生活住居は、その入居定員を２人以上１０人以下としていますか。 ※共通　既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を２人以上２０人（市長が特に必要があると認めるときは３０人）以下とすることができる。 ※日中　構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、１の建物に複数の共同生活住居を設けることができる。この場合において、１の建物の入居定員の合計は２０人以下とする。	いる いない	条例第183条、196条の6,201条（183条準用）
	（５）既存の建物を改築する場合　共通 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、上記（４）の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を２人以上３０人以下（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）としていますか。	いる いない 該当なし	
	（６）ユニット　共通 共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けていますか。 ＜解釈通知　第十五の２(4)＞ ○　「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、１以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切なサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。 ○　ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとすること。また、これらの設備（居室を除く。）については、原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。	いる いない	
	（７）ユニットの入居定員　共通 ユニットの入居定員は、２人以上１０人以下となっていますか。	いる いない	
	（８）ユニットの設備　共通 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けていますか。 また、次の基準のとおりとなっていますか。 一　１の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。 二　１の居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上とすること。	いる いない	

◆　設備に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１１ 設備 （続き）	＜解釈通知　第十五の２(4)＞ ○　夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を２人で利用することは差し支えないが、事業者の都合により一方的に２人部屋とすることは認められないものであること。なお、２人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。 ○　居室は、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。 ○　居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。		条例第 183 条、196 条の 6, 201 条（183 条準用）
	（９）サテライト型住居　介護　外部 サテライト型住居は、次の基準のとおりとなっていますか。 一　入居定員を１人とすること。 二　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。 三　居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上とすること。 ＜解釈通知　第十五の２(5)＞ ○　サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね２０分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。 なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。 ○　サテライト型住居は、一の本体住居に２か所の設置を限度とする。ただし、本体住居の入居定員が４人以下の場合は、１か所の設置を限度とする。 ○　サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。 ○　サテライト型住居の居室は、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。	いる いない 該当なし	条例第 183 条、201 条（183 条準用）

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>１２
運営規程

＊
共通</td><td>事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。

☞　運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。
☞　運営規程の記載事項を変更した場合は市（障害福祉課）に届出が必要です。
☞　策定にあたり、市障害福祉課で定めているモデル運営規程（https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/19780.html）を参照してください。</td><td>いる
いない</td><td>条例第191条、196条の11（191条準用）、204条</td></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>運営規程に定めるべき重要事項</th><th>主な指摘のポイント</th></tr>
<tr><td>①事業の目的及び運営の方針</td><td rowspan="11">②～⑤など、事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか。

④サービスの内容の例
1 利用者に対する相談
2 入浴、排せつ又は食事等の介護
3 健康管理・金銭管理の援助
4 余暇活動の支援
5 緊急時の対応
6 就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡・調整
7 財産管理　など

＜費用の例＞
1 家賃
2 光熱水費
3 食材料費
4 日用品費
5 体験利用の費用（日額〇円）
など

⑩虐待防止の具体的な措置
1 虐待の防止に関する担当者の選定
2 成年後見制度の利用支援
3 苦情解決体制の整備
4 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
5 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

⑪事業所が市により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記しているか。</td></tr>
<tr><td>②従業者の職種、員数及び職務の内容</td></tr>
<tr><td>③入居定員</td></tr>
<tr><td>④共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</td></tr>
<tr><td>外部 のみ
⑤受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地</td></tr>
<tr><td>⑥入居に当たっての留意事項</td></tr>
<tr><td>⑦緊急時等における対応方法</td></tr>
<tr><td>⑧非常災害対策</td></tr>
<tr><td>⑨事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</td></tr>
<tr><td>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</td></tr>
<tr><td>⑪その他運営に関する重要事項
（苦情解決体制、事故発生時の対応等）</td></tr>
</table>
☞　従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「〇名以上」、「川口市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。」と定めることができます。</td><td></td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
１３ 内容及び手続の説明及び同意 ＊ 共通	（１）重要事項の説明 支給決定障害者が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、重要事項に関する規程（運営規程）の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項※を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 ※外部サービス利用型事業者においては、当該事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称も含む。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(1)準用）＞ ○　あらかじめ、利用申込者に対し、サービスを選択するために必要な次の重要事項について、懇切丁寧に説明を行い、事業所からサービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。 ・ 運営規程の概要　・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応　・ 苦情処理の体制 ・ 第三者評価の実施状況　等 ☞　利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。ついては、重要事項説明書は２部作成し、説明者の職氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、１部は利用者に交付、１部は事業所で保管してください。 ☞　重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。	いる いない	条例第196条,196条の11(9条準用)、202条
	（２）利用契約 社会福祉法第７７条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(1)準用）＞ ○　利用者との間で契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第７７条第１項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付すること。 ☞　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく事業者（法人・法人代表者）です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。（※契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く。） ☞　利用契約書は２部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、１部を利用者に交付し、１部は事業所が保管してください。 ☞　契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１４ 実施主体 日中	日中サービス支援型共同生活援助事業者は、当該共同生活援助と同時に短期入所（併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。）を行っていますか。	いる いない	条例第 196 条の 7
１５ 提供拒否の禁止 共通	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(3)準用）＞ ○　提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおり ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合 ④　入院治療の必要がある場合	いない いる	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（11 条準用）
１６ 連絡調整に対する協力 共通	サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（12 条準用）
１７ 受給資格の確認　＊ 共通	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（14 条準用）
１８ 訓練等給付費の支給の申請に係る援助 共通	（１）支給決定を受けていない者 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（15 条準用）
	（２）利用継続のための援助 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っていますか。	いる いない	
１９ 心身の状況等の把握　＊ 共通	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（16 条準用）
２０ 障害福祉サービス事業者等との連携等　＊ 共通	（１）サービス提供時の関係機関等との連携 サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（17 条準用）
	（２）サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
２１ サービスの提供の記録 ＊ 共通	（１）サービスの提供の記録　共通 サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第四の３(2)①準用）＞ ○　利用者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたもの ☞　利用者のその日の状況、勤務した職員、業務（サービス）内容、ホームの行事、連絡事項等などを簡潔に記載するための「ホーム日誌」や「業務日誌」を作成し、毎日漏れなく記録するよう継続してください。	いる いない	条例第196条,196条の11,207条（54条準用）
	（２）サービスの提供の確認　共通 上記（１）のサービスの提供の記録に際しては、支給決定障害者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第四の３(2)②準用）＞ ○　サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたもの。 ☞　サービス提供実績記録表など（報酬請求の入力の際に照合する書類等）に、利用者自らが押印・サイン等の方法により利用確認をしてください。 ☞　併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活用し、利用確認ができるよう工夫してください。	いる いない	
２２ 入退居 ＊ 共通	（１）サービスの提供 共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されていますか。	いる いない	条例第184条,196条の11,207条（184条準用）
	（２）利用者の状況等の把握 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	いる いない	
	（３）退去に必要な援助 利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っていますか。	いる いない	
	（４）他のサービス提供者との連携 利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
２３ 入退居の記録の記載等 共通	（１）受給者証への記載 利用者の入居又は退居に際しては、受給者証記載事項（事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項）を、利用者の受給者証に記載していますか。 ☞　記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 →　「17 受給資格の確認」も参照	いる いない	条例第 185 条、196 条の 11, 207 条（185 条準用）
	（２）受給者証記載事項の報告 受給者証記載事項その他の必要な事項を、遅滞なく市町村に対し報告していますか。	いる いない	
２４ 支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 共通	（１）利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（20 条準用）
	（２）金銭の支払に係る支給決定障害者への説明 上記（１）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ていますか。 ※次の２５（１）～（３）に掲げる支払いは、この限りでない。	いる いない	
	＜解釈通知　第十五の 3(13)（第三の 3(10)準用）＞ ○　利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。 ①　サービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ②　利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。		
２５ 利用者負担額等の受領 ＊ 共通	（１）利用者負担額の受領 サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けていますか。	いる いない	条例第 186 条、196 条の 11, 207 条（186 条準用）
	（２）法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、支給決定障害者から当該サービスに係る費用基準額の支払を受けていますか。	いる いない 該当なし	
	（３）その他受領が可能な費用 上記（１）（２）の支払を受ける額のほか、サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けていますか。 一　食材料費 二　家賃（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、当該給付費を控除した額を限度とする。） 三　光熱水費 四　日用品費 五　サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	いる いない	
	＜解釈通知　第十五の３(3)＞ ○　五の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」によるものとする。		

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="5">２５
利用者負担額等の受領
（続き）
共通</td><td colspan="3">＜利用者負担の費目と金額（「月〇〇円」等）を記入してください。＞
<table><tr><th></th><th>費目</th><th>金額</th></tr><tr><td>①</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td></tr></table></td><td rowspan="2">条例第 186 条、196 条の 11,207 条
（186 条準用）</td></tr>
<tr><td colspan="3">≪参照≫
「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（H18.12.6 障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
〇　介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。
〇　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。
〇　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければならない。
〇　「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり
(1) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
(2) 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
(3) 利用者の希望によって、送迎を事業者が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）</td></tr>
<tr><td>（４）食材料費の徴収
食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱っていますか。
また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行っていますか。</td><td>いる
いない</td><td rowspan="3">グループホームにおける食材料費の取扱い等について
（R5.10.20 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室　障害福祉課地域生活・発達障害者支援室通知）</td></tr>
<tr><td>（５）領収証の交付
上記（１）から（３）までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付していますか。</td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>（６）支給決定障害者の同意
上記（３）の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ていますか。</td><td>いる
いない</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td rowspan="2">２６
預り金等の管理

自主点検のみ

共通</td>
<td>（１）預り金等の管理
利用者から現金等又は物品を預かっていますか。

現金等又は物品を事業所が管理している者　＿＿＿　人

＜預り金等の状況＞
<table>
<tr><th colspan="2">預り人員</th><th>１人当たり預り金</th><th>最高額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">合計
人</td><td>現金　　人</td><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td>通帳　　人</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
＜物品等の状況＞
<table>
<tr><td>年金証書</td><td>人</td></tr>
<tr><td>障害福祉サービス受給者証</td><td>人</td></tr>
<tr><td>健康保険証</td><td>人</td></tr>
<tr><td>その他（　　）</td><td>人</td></tr>
</table>
≪参照≫
「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(H18.12.6 障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
○　預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。
○　預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、次の内容等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。
(1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。
(2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること。
(3) 利用者との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。
○　利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。</td>
<td>いる
いない</td>
<td rowspan="2">障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（H18.12.6 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）管理体制
金品を預かる際には、責任者及び補助者を選定し、印鑑と通帳を別々に保管していますか。

＜管理体制＞
<table>
<tr><th>担当</th><th>職名</th><th>氏名</th></tr>
<tr><td>現金保管責任者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>通帳保管責任者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>印鑑保管責任者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>補助者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜保管場所＞
<table>
<tr><th>種別</th><th>保管場所</th><th>鍵の保管責任者</th></tr>
<tr><td>現金</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>預金通帳</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>印鑑</td><td></td><td></td></tr>
</table></td>
<td>いる
いない</td>
</tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
２６ 預り金等の管理 （続き） 共通	（３）確認体制 　適切な管理が行われていることの確認を、常に複数の者により行っていますか。	いる いない	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（H18.12.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
	（４）保管の依頼 　金品を預かる際に、利用者等から、金品の内容や入出金の委任事項を記載した保管依頼書（契約書）を取っていますか。 　また、預り証を発行し、その控えを保管していますか。	いる いない	
	（５）書類の整備 　個人別出納台帳等必要な書類を整備し、出金に係る日付や使途等の証拠書類（領収書等）を漏れなく保管していますか。	いる いない	
	（６）自主点検 　管理者は、預り金の状況について、定期的に自主点検を行っていますか。	いる いない	
	（７）利用者等への報告 　預り金の状況を、定期的及び求めに応じて、利用者等に報告していますか。	いる いない	
	（８）金品の返却 　退所や、その他利用者等に金品を返却する際に、利用者等から受領書をもらっていますか。	いる いない	
	☞　金品を預かる・返却する場合は、入出金等の委任事項や、金品等の明細を文書にしてください。 ☞　入居中の預り金等の増減についても帳簿等に記録し、使途を示す領収書等（少額を除く。）を散逸しないよう保管してください。 ☞　定期的に現金残高・保管状況と帳簿・証拠書類を点検してください。（複数の職員で点検するのが望ましい。） ☞　家族・利用者に、定期的及び求めに応じて、報告してください。 ☞　多額の現金を管理している場合は、必要に応じて成年後見制度の活用を検討してください。		

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
２７ 利用者負担額に係る管理 共通	（１）利用者負担額に係る管理 事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的なサービスを受けている者を除く。）が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定していますか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知していますか。	いる いない 該当なし	条例第196条,196条の11,207条 （140条準用）
	（２）利用者負担額に係る管理 事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的なサービスを受けている者に限る。）が同一の月に当該事業者が提供するサービス及び他の障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定していますか。 この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知していますか。	いる いない 該当なし	
２８ 訓練等給付費の額に係る通知等 ＊ 共通	（１）利用者への通知 法定代理受領により市町村から訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知していますか。 ☞　通知は給付費の受領日以降に発出してください。 ☞　通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、給付費の受領日・給付額などを記載します。	いる いない	条例第196条,196条の11,207条 （23条準用）
	（２）サービス提供証明書の交付 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付していますか。	いる いない 該当なし	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
２９ サービスの取扱方針 共通	（１）サービスの提供への配慮 　事業者は、個別支援計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	いる いない	条例第187条、196条の11,207条 （187条準用）
	（２）利用者の意思決定の支援 　事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。	いる いない	
	（３）体験利用者等への配慮 　事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対してサービスの提供を行う場合には、個別支援計画に基づき、当該利用者が、継続したサービスの利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしていますか。	いる いない	
	（４）サービス提供に当たっての説明 　事業所の従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる いない	
	（５）サービスの質の評価及び改善 　事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
３０ 個別支援計画の作成等 ＊ 共通	（１）個別支援計画の作成業務 　管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第四の３(7)①準用）＞ ○　個別支援計画には次の事項等を記載すること。 ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向 ・ 総合的な支援の方針 ・ 生活全般の質を向上させるための課題 ・ サービスの目標及びその達成時期 ・ サービスを提供する上での留意事項　等 ○　個別支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 ☞　計画書には上記以外にも、作成日・作成者(サービス管理責任者)氏名を記載し、利用者には署名・押印等のほか、同意日も記載してもらってください。	いる いない	条例第 196 条,196 条の 11,207 条（59 条準用）
	（２）支援内容の検討 　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討していますか。	いる いない	
	（３）アセスメント 　サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、意思決定の支援を適切に行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。	いる いない	
	（４）利用者への面接 　サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。 　この場合において、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	いる いない	
	（５）サービス管理責任者の役割 　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。 　この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>３０
個別支援計画の作成等
（続き）

共通</td>
<td>（６）個別支援計画の作成に係る会議
　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、上記（５）に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めていますか。

＜個別支援計画作成に係る会議の内容＞

<table>
<tr><td>会議名</td><td></td></tr>
<tr><td>会議開催時期</td><td>・新規利用者の場合
（　　）
・その他の場合
（　　）</td></tr>
<tr><td>参加者</td><td>（職種等）</td></tr>
</table>

＜解釈通知　第十五の３(13)　（第四の３(7)②準用）＞
○　サービス管理責任者は、次の手順により個別支援計画に基づく支援を実施する。
ア　個別支援会議の開催
　利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、当該利用者の希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案について意見を求めること。
　個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。
　なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行われなければならないものである。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。</td>
<td>いる
いない

☜ 個別支援計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置等の活用が可能です。</td>
<td>条例第 196 条,196 条の 11,207 条
（59 条準用）</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（７）個別支援計画の原案の説明・同意
　サービス管理責任者は、上記（５）に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。

＜解釈通知　第十五の３(13)　（第四の３(7)②準用）＞
イ　個別支援計画の原案の説明・同意
　個別支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。</td>
<td>いる
いない</td>
<td></td>
</tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
３０ 個別支援計画の作成等 （続き） 共通	（８）個別支援計画の交付 　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び特定相談支援事業者等に交付していますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)　（第四の３(7)②準用）＞ ウ　個別支援計画の交付 　利用者及び利用者等に対して計画相談支援を行う相談支援事業者へ個別支援計画を交付すること。 　また、サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた個別支援計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。	いる いない	条例第 196 条,196 条の 11,207 条 （59 条準用）
	（９）個別支援計画の変更 　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っていますか。	いる いない	
	(10) モニタリング 　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、①定期的な利用者との面接、②定期的なモニタリングの結果の記録、を行っていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)　（第四の３(7)②準用）＞ エ　モニタリング 　個別支援計画の実施状況の把握及び計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ、必要に応じて計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。 　なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。	いる いない	
	(11) 個別支援計画に変更があった場合の取扱い 　個別支援計画に変更があった場合、上記（２）から（８）までに準じた取扱いを行っていますか。 ☞ 運営指導で指導が多い事例 ・ 計画を作成していない。 ・ 計画原案に利用者又は家族の同意を得ていない。 ・ 計画を利用者に交付していない。 ・ 計画の同意・交付が遅れている。 ・ 計画を６月に１回以上見直していない。 →　計画未作成減算の対象となります。 （「63(2) 個別支援計画未作成減算」参照）	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
３１ サービス管理責任者の責務 ＊ 共通	（１）サービス管理責任者の業務 　サービス管理責任者は、上記３０に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 一　利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 二　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 三　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう生活援助事業所等との連絡調整を行うこと。 四　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 ＜解釈通知　第十五の３⑷＞ ○　共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は、利用者が充実した日常生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成及び解釈通知第四の３（８）①に掲げる業務のほか、②に規定する内容に従うとともに、日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など、特に、利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならないこととしたものである。 ＜解釈通知　第四の３の（８）①＞ ○　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。 ア　利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと イ　自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと ウ　他の従業者に対して、サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと ＜解釈通知　第四の３の（８）②＞ ○　サービス管理責任者は、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められるものである。 ○　意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス管理責任者の役割と重複するものであるが、サービス管理責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。 ○　サービス管理責任者については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施するサービス管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。	いる いない	条例第188条、196条の11,207条（188条準用）
	（２）利用者への意思決定の支援等 　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、利用者への意思決定の援が適切に行われるよう努めていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
３２ 相談及び援助 共通	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 ＜解釈通知　第十五の３⑬（第四の３⑨準用）＞ ○　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの	いる いない	条例第 196 条,196 条の 11,207 条（61 条準用）
３３ 地域との連携等	（１）地域との交流　共通 サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	いる いない	条例第 188 条の 2、196 条の 10、207 条（188 条の 2 準用）
	（２）地域連携推進会議の開催　共通 サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（地域連携推進会議）を開催し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ＜解釈通知　第十五の３⑸②＞ ○　地域連携推進会議は、各事業所が自ら設置し、おおむね年１回以上開催しなければならない。 ○　事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。 ○　地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものであるが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。	いる いない ☜　地域連携推進会議は、テレビ電話装置等の活用が可能です。	
	（３）事業所を見学する機会の設定　共通 おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けていますか。 ＜解釈通知　第十五の３⑸③＞ ○　当該事業所が複数の共同生活住居（サテライト型住居を含む。）を設置している場合は、全ての住居に外部の目を入れ透明性を確保することが必要であることから、住居ごとにおおむね年１回以上、地域連携推進員が見学する機会を設定しなければならない。 ○　居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得た上でなければ、行ってはならないこと。	いる いない	
	（４）地域連携推進会議における報告等の記録の作成及び公表　共通 上記（２）の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。	いる いない	
	☞　上記（２）から（４）までの地域連携推進会議に係る義務付けの適用に当たっては、令和７年３月３１日までの間は、努力義務とされています。		

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
３３ 地域との連携等 （続き） 共通	（５）外部の者による評価及び公表　共通 事業者が提供するサービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じていますか。 ※措置を実施している場合は、上記（２）から（４）の規定は適用されません。 ＜解釈通知　第十五の３⑸⑤＞ ○　地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を５年間保存しなければならない。	いる いない	条例第188条の2、196条の10、207条（188条の2準用）
	（６）協議の場の設置　日中 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、法第８９条の３第１項に規定する協議会等に対して定期的に事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。 ＜解釈通知　第十五の４⑶④＞ ○　日中サービス支援型共同生活援助事業者は、法第８９条の３第１項に規定する協議会又は都道府県若しくは市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議（協議会等）に対し、定期的にサービスの実施状況及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。	いる いない	条例第196条の10
	（７）協議会等における報告等の記録　日中 上記（６）の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備していますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
３４ 介護及び 家事等　＊	（１）適切な技術による介護　共通 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	いる いない	条例第 189 条、 196 条の 8、207 条 （189 条準用）
	（２）家事等の実施の方法　共通 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めていますか。	いる いない	
	（３）常時の支援体制　日中 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、常時１人以上の従業者を介護又は家事等に従事させていますか。	いる いない	
	＜解釈通知　第十五の４⑶②＞ ○　日中サービス支援型共同生活援助は、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、共同生活住居ごとに、１日を通じて１人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならないものである。		
	（４）居宅介護等の利用の制限　共通 利用者に対して、当該利用者の負担により、当該事業所（外部サービス利用型共同生活援助における受託居宅介護サービス事業所も含む。）の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせていませんか。 介護　日中 ※条例附則第２３項及び第２４項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける者には、適用しない。 （令和９年３月３１日まで）	いない いる	
	＜解釈通知　第十五の３⑹③＞ ○　事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたもの。 ○　共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。		
	サテライト型住居の入居者への支援　介護　外部 ＜解釈通知　第十五の３⑹④＞ ○　サテライト型住居の入居者に対しては、個別支援計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。 ○　この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として１日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。 ○　訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。 ○　サテライト型住居を設置する事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト住居を退居し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト住居に入居してから原則として３年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。 ○　サテライト型住居に入居してから３年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、３年を超える利用を認めること。 ○　共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。		

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
３５ 社会生活上の便宜の供与等	（１）社会生活上必要な支援　日中 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っていますか。	いる いない	条例第196条の9
	（２）－１ 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等　日中 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めていますか。 ＜解釈通知　第十五の４(3)③＞ ○　利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者との緊密な連携を図ることとするもの	いる いない	
	（２）－２ 他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等　介護　外部 介護サービス包括型及び外部サービス利用型共同生活援助事業者は、利用者について、生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(7)①＞ ○　事業者は、利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないこととしたもの	いる いない	条例第190条、207条（190条準用）
	（３）手続等の代行　共通 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っていますか。	いる いない	条例第190条、 196条の9、 207条(190条準用)
	（４）家族との連携　共通 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
３６ 緊急時等の対応 ＊ 共通	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ☞ 緊急時に備えて日頃からできることの例 ・　利用者の既往症や発作の有無などを把握し、連絡方法（医療機関・家族等）や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする。 ・　救急車を呼んだ場合に情報提供などの対応ができるようにする。 ・　携帯連絡先、連絡網を整理し、すぐに連絡がとれる体制を整える。 ・　過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。 ・　救急用品を整備する、応急手当について学ぶ。　など	いる いない	条例第 196 条,196 条の 11,207 条 （28 条準用）
３７ 支給決定障害者に関する市町村への通知 共通	サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 一　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 二　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第四の３(14)準用）＞ ○　市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならない。	いる いない	条例第 196 条,196 条の 11,207 条 （89 条準用）
３８ 管理者の責務 共通	（１）一元的な管理 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。	いる いない	条例第 196 条,196 条の 11,207 条 （67 条準用）
	（２）指揮命令 管理者は、事業所の従業者に運営に関する指定基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	いる いない	
３９ 受託居宅介護サービスの提供 外部	（１）適切な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、個別支援計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じていますか。 ＜解釈通知　第十五の５(3)②＞ ○　「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、個別支援計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。	いる いない	条例第 203 条
	（２）文書による報告 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４０ 受託居宅介護サービス事業者への委託 外部	（１）業務委託の方法 外部サービス利用型共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行っていますか。 ＜解釈通知　第十五の５⑶④ア＞ ○　受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。 a　当該委託の範囲 b　当該委託に係る業務（委託業務）の実施に当たり遵守すべき条件 c　受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が外部サービス利用型共同生活援助の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型共同生活援助事業者が定期的に確認する旨 d　外部サービス利用型共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨 e　外部サービス利用型共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう d の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型共同生活援助事業者が確認する旨 f　受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 g　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ○　外部サービス利用型共同生活援助事業者は上記ｃ及びｅの確認の結果の記録を作成しなければならない。 ○　外部サービス利用型共同生活援助事業者が行うｄの指示は、文書により行わなければならない。	いる いない	条例第 205 条
	（２）サービス事業者 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者となっていますか。 ＜解釈通知　第十五の５⑶④オ＞ ○　受託居宅介護サービスを提供する事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。	いる いない	
	（３）サービスの種類 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護となっていますか。	いる いない	
	（４）委託契約 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、上記（１）に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４０ 受託居宅介護サービス事業者への委託 （続き） 外部	（５）管理及び指揮命令 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか。 ＜解釈通知　第十五の５⑶④キ＞ ○　指揮命令には、緊急時の対応、秘密保持等、事故発生時の対応及び身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。	いる いない	条例第 205 条
	（６）実施状況の確認 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	いる いない	
４１ 勤務体制の確保等 ＊	（１）勤務体制の確保　共通 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。 ＜解釈通知　第十五の３⑼①＞ ○　世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。 ☞　管理者及び従業者と労働契約を交わしてください。 ☞　労働契約に際しては、下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある契約を更新する場合の基準（※） ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業及び終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ⑤賃金 ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む。） ⑦昇給の有無（※） ⑧退職手当の有無（※） ⑨賞与の有無（※） ⑩雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（※）　など 【令和６年４月１日から新しく追加された明示事項】 ・全ての労働者に対する「雇い入れ時の就業場所・業務内容とその変更範囲」の明示 ・有期雇用労働者に対する「更新上限の有無と内容」の明示（※） ・有期雇用労働者に対する「無期転換申込機会」の明示（※） ・有期雇用労働者に対する「無期転換後の労働条件」の明示（※） （※）有期雇用労働者のみ明示義務あり	いる いない	条例第 192 条、196 条の 11（192 条準用）、206 条 労働基準法第 15 条 労働基準法施行規則第 5 条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 6 条 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第 2 条
	（２）継続したサービスの提供　共通 上記（１）の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４１ 勤務体制の確保等 （続き）	（３）－１　従業者によるサービス提供　介護 日中 介護サービス包括型及び日中サービス支援型共同生活援助事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。	いる いない	条例第192条、196条の11（192条準用）、206条
	（３）－２　従業者によるサービス提供　外部 外部サービス利用型共同生活援助事業者は、事業所ごとに、当該事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	いる いない	
	（４）生活支援員の業務の外部委託　介護 日中 介護サービス包括型及び日中サービス支援型共同生活援助事業者は、上記（３）－１のただし書の規定によりサービスに係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 ＜解釈通知　第十五の３⑨②＞ ○　事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者に委託することができる。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。	いる いない	
	（５）研修機会の確保　共通 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ＜研修（主な会議を含む）の回数・内容＞ 前年度・・・　　回（主な内容：　　） 本年度・・・　　回（主な内容：　　） ＜解釈通知　第十五の３⑨③＞ ○　事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保すること。 ☞　事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。また、後日内容を確認したり、活用したりすることができるよう、記録や資料を残しておいてください。	いる いない	
	（６）適切な職場環境の維持（ハラスメント対策）　共通 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ● 実際に取り組んでいるものに☑してください。 □ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 □ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 （相談に対応する担当者・相談窓口の設置　等） □ 職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応 （被害者に対する配慮のための措置、再発防止措置　等） □ その他（　　）	いる いない	事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号） 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４２ 支援体制の確保　共通	利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保していますか。	いる いない	条例第193条、196条の11,207条 （193条準用）
４３ 定員の遵守 ＊　共通	共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはいませんか。 ※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	いない いる	条例第194条、196条の11,207条 （194条準用）
４４ 非常災害対策 共通	（１）非常災害時の対策　＊ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。	いる いない	条例第196条,196条の11,207条 （71条準用）
	＜解釈通知　第十五の３(13)（第四の３(19)準用）＞ ①消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備 ☞ 消防署等に確認してください。 ②非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第３条に規定する消防計画（防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画 ☞ 防災計画を作成してください。 ③関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制作りを求めることとしたもの。		
	≪参照≫ 「障害者施設災害対応マニュアル」(H30川口市障害福祉課)		
	ア　消防署への届出 収容人員（利用者と従業者を合算した人数）が３０人以上（※）の場合、防火管理者を選任し、消防署に届出をしていますか。 防火管理者は消防計画を作成し、消防署に届出をしていますか。 ※避難が困難な障害者等を主として入所させるもの（区分４以上の者が概ね８割を超えるもの）は、収容人員が１０人以上の場合、防火管理者の選任が必要となります。 届出年月日　　年　　月　　日 防火管理者職氏名 消防計画の届出　　年　　月　　日 ☞　異動等があった場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。 ☞　消防計画に記載がある氏名等に変更があった場合は速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。	いる いない	消防法第8条第1項 【防火管理者】 消防法施行令第1条の2第3項第1号イ、ロ 別表第一(六)ロ、ハ 【消防計画】 消防法施行規則第3条第1項第1号 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について （H26.3.14消防庁予防課長通知）
	イ　消防計画に準じた計画の作成 消防署への届出が不要な場合であっても、消防計画に準じた計画を作成していますか。 ・火災予防のための平素の各人の役割や責任の分担 ・火災の初期消火や通報の手順、避難誘導等の最適方法、手順、役割等の具体策 ・責任者は管理者となる。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４４ 非常災害 対策 （続き） 共通	ウ　消防計画等の周知 消防計画等を職員に周知していますか。	いる いない	
	エ　防火・消防用設備の配置 防火・消防用設備は必要な設備が配置されていますか。 また、カーテン、じゅうたん等は防炎性能を有するものとなっていますか。	いる いない	消防法第8条の3第1項、第17条 消防法施行令第4条の3第1項、3項

	施設・設備	設置義務	点検結果
防火設備	避難階段	有・無	有（　　ヵ所）・ 無
	避難口	有・無	有（　　ヵ所）・ 無
	居室・廊下・階段等の内装	有・無	適　・　不適
	防火戸・防火シャッター	有・無	有（　　ヵ所）・ 無
消防用設備	屋内消火栓設備	有・無	有（　　ヵ所）・ 無
	屋外消火栓設備	有・無	有（　　ヵ所）・ 無
	スプリンクラー設備	有・無	有　・　無
	自動火災報知設備	有・無	有　・　無
	火災通報装置	有・無	有　・　無
	漏電火災警報機	有・無	有　・　無
	非常警報設備	有・無	有　・　無
	避難器具（すべり台・救助袋）	有・無	有（　　ヵ所）・ 無
	誘導灯及び誘導標識	有・無	有（　　ヵ所）・ 無
	防火用水	有・無	有　・　無
	非常電源設備（自家発電設備）	有・無	有　・　無
	消火器具	有・無	個
カーテン等の防炎性能		有	適　・　不適

☞　消防法令等を遵守し、必要な届出をしているか、設備が備えられているか、その他危険な箇所等が無いか点検してください。

☞　消防署から指導があった事項は速やかに対応してください。

	オ　消防用設備等の点検 消防用設備等の点検を定期的に行っていますか。	いる いない	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6

点検年月日 （年２回実施）	①　　年　　月　　日 ②　　年　　月　　日
直近の届出年月日	年　　月　　日

☞　専門業者の点検が年２回必要です。

☞　消防用設備は、年１回（総合点検時）届出が必要です。
（届出の控えを保管してください。）

☞　補修を要する箇所等は、速やかに補修をしてください。

☞　誘導灯や誘導標識は、避難に際し必要な所に設けてください。

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４４ 非常災害対策 （続き） 共通	カ　連絡・避難体制の確保 　職員間の非常時の際の連絡・避難体制は確保されていますか。	いる いない	
	キ　非常災害、危険防止対策 ①水防法又は土砂災害防止法における要配慮者利用施設に該当していますか。 →「いる」と回答した場合、以下の日付を記載してください。 避難確保計画作成日：　　年　　月　　日 計画の市町村への報告日：　　年　　月　　日 計画に基づく訓練実施日：　　年　　月　　日 訓練実施報告日：　　年　　月　　日 ②想定される災害に応じた非常災害対策計画を策定していますか。 →施設で想定される災害を記載してください。 ［　　］ ≪参照≫ 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」 （R3.5 埼玉県福祉部社会福祉課） ３ 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目 (1) 施設の立地条件 (2) 災害に関する情報の入手方法 (3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認 (4) 避難を開始する時期、判断基準 (5) 避難場所 (6) 避難経路 (7) 避難方法 (8) 災害時の人員体制、指揮系統 (9) 関係機関との連携体制 (10) 食糧及び防災資機材等の備蓄 ☞ 非常災害対策計画は、施設等の立地条件等に応じ、風水害（浸水等）、地震、土砂災害（がけ崩れ、地すべり等）に対応した内容としてください。 ☞ 洪水ハザードマップを確認し、必要に応じて浸水等風水害時の対応ができる体制を整備してください。 ☞ 「土砂災害警戒区域」「地すべり危険箇所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市と十分な調整を行ってください。	いる いない いる いない	水防法第 15 条, 15 条の 3 水防法施行規則第 16 条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条、8 条の 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第 5 条の 2 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引（R3.5 埼玉県福祉部社会福祉課） 川口市地域防災計画（R7.2 川口市防災会議） 避難確保計画の作成について（R2.8 川口市福祉部障害福祉課長）

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>４４
非常災害対策
（続き）

共通</td>
<td>（２）避難訓練等の実施　＊
非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。

<table>
<tr><th></th><th>前年度</th><th>本年度</th></tr>
<tr><td>避難訓練</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③　年　月　日</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③　年　月　日</td></tr>
<tr><td>消火訓練</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③　年　月　日</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③　年　月　日</td></tr>
<tr><td>通報訓練</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日</td></tr>
<tr><td>実施計画・実施報告の消防署届出</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>消防署立会</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>

＜消防法施行規則第３条第 10 項＞
○　消防法施行令別表第一（六）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年２回以上実施しなければならない。
※消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物（抜粋）
・障害児入所施設　　・障害者支援施設
・児童発達支援、放課後等デイサービスを行う施設
・生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設

☞　防火管理者を置く事業所は、消防計画の定めに従い、年２回以上の消火・避難訓練、定期的な通報訓練を実施してください。（義務）
☞　防火管理者を置かない事業所であっても、年２回以上の消火・避難訓練、定期的な通報訓練を実施してください。（励行）
☞　利用者がいる夜間（を想定した）訓練を実施してください。
☞　各訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含めた記録を作成し、次回以降の参考にしてください。
☞　出来るだけ年１回は消防署の協力・指導を得るようにしてください。</td>
<td>いる
いない</td>
<td>条例第 196 条,196 条の 11,207 条
（71 条準用）

【避難訓練等】
消防法施行令第３条の２

消防法施行規則第３条第 10 項、11 項</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（３）地域住民の参加　＊
上記（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</td>
<td>いる
いない</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>（４）物資の備蓄　自主点検のみ
利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。　※条例でのみ規定

≪参照≫「川口市地域防災計画」（令和７年２月　川口市危機管理課）
本編　第２部災害予防編　第３章市民の安全確保に対する備え
第５節要配慮者及び要配慮者利用施設等の安全確保に対する備え

【備蓄物資】※ 備えている品目をチェック
☐ 非常用食料　：　　日分
☐ 飲料水　：　　日分
☐ 常備薬　：　　日分
☐ 介護用品（おむつ等）　：　　日分
☐ 照明器具　：
☐ 熱源　：
☐ 移送用具（担架・ストレッチャー等）　：</td>
<td>いる
いない</td>
<td>川口市地域防災計画（R7.2 川口市防災会議）</td>
</tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４５ 業務継続計画の策定等 ＊ 共通	（１）業務継続計画の策定 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 業務継続計画の策定等がされていない場合に基本報酬を減算 →「63(5) 業務継続計画未策定減算」参照	いる いない	条例第196,196条の11,207条 （33条の2準用） 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン （R3.3厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン （R2.12厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
	（２）研修・訓練の実施 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	いる いない	
	（３）計画の見直し 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	いる いない	
４６ 衛生管理等 共通	（１）設備等の衛生管理　＊ 利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的に管理するよう努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。	いる いない	条例第196,196条の11,207条 （91条準用）
	（２）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止　＊ 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第四の３(20)準用）＞ ○　感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ○　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ○　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 ●　実際に取り組んでいるものに☑してください。 □　感染対策委員会の開催（おおむね3か月に1回以上） □　感染対策委員会の結果の従業者への周知徹底 □　指針の整備 □　研修の実施（年2回以上、新規採用時には必ず実施） □　訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）	いる いない ☜　感染対策委員会は、テレビ電話装置等の活用が可能です。	

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>４６
衛生管理等
（続き）

共通</td><td>（３）従業者の健康診断　自主点検のみ
常時使用する従業者に対し、健康診断を実施していますか。

□　雇用時

□　定期健康診断（実施時期：　　）

＜労働安全衛生規則＞
○　常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。（第４３条）
○　常時使用する労働者に対し、１年以内ごとに１回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。（第４４条第１項）</td><td>いる
いない</td><td>労働安全衛生法
第 66 条第 1 項
労働安全衛生規則第 43 条、第 44 条第 1 項</td></tr>
<tr><td>４７
協力医療機関等

共通</td><td>（１）協力医療機関
利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。

＜協力医療機関＞
<table><tr><td>①名　称</td><td></td></tr><tr><td>②所在地</td><td></td></tr><tr><td>③協定書の有無</td><td>有　・　無</td></tr><tr><td>④協定年月日</td><td>年　月　日～　年　月　日
（自動更新規定：　有　・　無）</td></tr><tr><td>⑤診療科目</td><td></td></tr></table></td><td>いる
いない</td><td rowspan="2">条例第 195 条、196 条の 11, 207 条
（195 条準用）</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）協力歯科医療機関
あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。

＜協力歯科医療機関＞
<table><tr><td>①名　称</td><td></td></tr><tr><td>②所在地</td><td></td></tr><tr><td>③協定書の有無</td><td>有　・　無</td></tr><tr><td>④協定年月日</td><td>年　月　日～　年　月　日
（自動更新規定：　有　・　無）</td></tr><tr><td>⑤診療科目</td><td></td></tr></table>
＜解釈通知　第十五の３(12)①＞
○　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望ましい。</td><td>いる
いない</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４７
協力医療機関等
（続き）

共通</td><td>（３）新興感染症の発生時等の対応
第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応を取り決めるように努めていますか。

〈解釈通知　第十五の３(12)②〉
○　新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発時等における対応を取り決めるよう努めることとしたもの。
○　取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から６か月程度経過後）において、共同生活住居の利用者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。

＜第二種協定指定医療機関＞
<table><tr><td>①名　称</td><td></td></tr><tr><td>②所在地</td><td></td></tr><tr><td>③協定書の有無</td><td>有　・　無</td></tr><tr><td>④協定年月日</td><td>年　月　日～　年　月　日
（自動更新規定：　有　・　無）</td></tr><tr><td>⑤診療科目</td><td></td></tr></table></td><td>いる
いない</td><td rowspan="2">条例第195条、196条の11,207条
（195条準用）</td></tr>
<tr><td>（４）新興感染症の発生時等の対応についての協議
協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症が発生した場合等における対応について協議を行っていますか。

〈解釈通知　第十五の３(12)③〉
○　協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、当該協力医療機関とは日頃から連携しており、新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから、取り決めまで行うことが望ましい。</td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>４８
掲示　＊

共通</td><td>事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規程（運営規程）の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。

＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(25)準用）＞
○　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことである。
○　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。
○　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。

☞　利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しければ、入口に近い場所か相談室等に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に供してください。</td><td>いる
いない</td><td>条例第196条,196条の11,207条
（93条準用）</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
４９ 身体的拘束等の禁止 ＊ 共通	（１）身体的拘束等の禁止 　サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていませんか。	いない いる	条例第196条,196条の11,207条 （第35条の2準用）
	（２）身体的拘束等の記録 　やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。	いる いない	
	＜解釈通知　第十五条の３(13)（第三の３(26)①準用）＞ ○　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならないこと。		
	≪参照≫「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件 ① 切迫性　② 非代替性　③ 一時性 (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き ① 組織による決定と個別支援計画への記載 ② 本人・家族への十分な説明 ③ 行政への相談、報告 ④ 必要な事項の記録 ⑤ 身体拘束廃止未実施減算		
	☞　やむを得ず行う身体的拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。		
	（３）身体的拘束等の適正化 　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に（少なくとも１年に１回）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年１回以上、新規採用時には必ず）実施していますか。	① いる いない ② いる いない ③ いる いない	☞虐待防止の取組で身体的拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体的拘束等の適正化に取り組んでいるものとして扱う。
	＜解釈通知　第十五条の３(13)（第三の３(26)②準用）＞ ○　身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存すること。 ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。 エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討すること。 オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ　廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。		
	上記(2)、(3)の基準を満たしていない場合に基本報酬を減算 →「63(6)　身体拘束廃止未実施減算」参照		

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
５０ 秘密保持等 （個人情報提供の同意） ＊ 共通	他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 ＜解釈通知　第十五の３(12)（第三の３(27)③準用）＞ ○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の障害福祉サービス事業者と共有するためには、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。 ○　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 ☞　個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。 また、ホームページへの写真掲載等は、個別の同意が必要です。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条 （36 条準用）
５１ 情報の提供等 ＊ 共通	（１）情報の提供 サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条 （37 条準用）
	（２）虚偽又は誇大広告 事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。	いない いる	
５２ 利益供与等の禁止 共通	（１）利益供与の禁止 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	いない いる	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条 （38 条準用）
	（２）利益収受の禁止 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	いない いる	

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>５３
苦情解決
＊

共通</td>
<td>（１）苦情解決のための措置
　提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。

<table>
<tr><td>苦情受付担当者</td><td></td></tr>
<tr><td>苦情解決責任者</td><td></td></tr>
<tr><td>第三者委員</td><td></td></tr>
</table>
☆苦情解決体制を<u>重要事項説明書等に記載</u>してください。

＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(29)①準用）＞
○　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。
○　当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。

≪参照≫
「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
（平成12年6月7日付け障第452号ほか、厚生省通知）
１　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。
（苦情解決責任者）施設長・理事等　（苦情受付担当者）職員の中から適当な者
２　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、「第三者委員」を設置する。
第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましい。
（例）評議員（理事は除く）、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士　など

☞　第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かなかったり、密室化したりすることを防ぐもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です。
☞　重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員）のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してください。
①市町村の苦情相談等の窓口
利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉担当課等の名称・連絡先
②埼玉県運営適正化委員会の窓口
〒330-8529
さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－65　彩の国すこやかプラザ１階
・相談専用電話番号　048-822-1243
・受付時間　　月曜～金曜日　9：00～16:00</td>
<td>いる
いない</td>
<td>条例第196条,196条の11,207条
（39条準用）</td>
</tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
５３ 苦情解決 （続き） ＊ 共通	（２）苦情受付の記録 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(29)②準用）＞ ○　苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 ○　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 ☞　苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めてください。	いる いない	条例第196条,196条の11,207条 （39条準用）
	（３）市町村が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 該当なし	
	（４）都道府県知事が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第１１条第２項の規定により都道府県知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 該当なし	
	（５）市町村長が行う調査等への協力、改善 提供したサービスに関し、法第４８条第１項の規定により市町村長（特別区の区長を含む。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 該当なし	
	（６）改善内容の報告 都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、上記（３）から（５）までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告していますか。	いる いない 該当なし	
	（７）運営適正化委員会が行う調査等への協力 社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	いる いない 該当なし	

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
５４ 事故発生時の対応 ＊ 共通	（１）事故発生時の措置 　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（40 条準用）

＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(30)準用）＞

○　利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じること。

○　このほか、次の点に留意するものとする。

・利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。

・事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。

≪参照≫「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」
（平成 14 年 3 月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省）

第３　事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針

〇福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応

・コミュニケーションの重要性

・苦情解決への取り組み

・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性

→　事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析

第４　事故が起こってしまったときの対応指針

〇利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本

≪参照≫「障害者（児）施設等・グループホーム危機管理マニュアル」抜粋
（令和 3 年 2 月改訂版　川口市福祉部障害福祉課作成）

第１　はじめに

○　利用者の安心、安全のため、事件や事故を防ぐには、施設全体での問題への対処、防止に向けた危機管理体制の確立がますます重要となる。

○　施設等においては、このマニュアルを参考に、より具体的な対応マニュアルを作成し、事件・事故の未然防止に努めるとともに、万が一の危機発生時には適切に対応すること。

第２　未然防止（リスクマネジメント）

２　事故を未然に防ぐ基本的方策

（４）業務の見直し【事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析】

第３　危機管理

２　発生時の対応

（４）市及び関係機関への連絡

別表１　危機への対応基準

（１）障害者施設等及びグループホームにおいて、利用者や職員等の生命、身体、財産に被害が生じた事件、事故。利用者に対する虐待。利用者の行方不明。

（２）感染症又は食中毒による利用者や職員等の健康被害。

（３）自然災害（地震、台風）や火災などによる施設等の被害。
※人的被害の有無を必ず報告すること

（４）情報漏えい、盗難等の犯罪被害など。
※盗難等の犯罪被害は警察に届出すること

→　障害福祉課及び危機の内容に応じて関係機関に報告する。

・　上記のうち軽微な危機で、利用者等との間にトラブルのないもの

→　必要に応じて関係機関へ報告する。

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="3">５４
事故発生時の対応
（続き）

共通</td><td>（２）事故の記録
上記（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。

次のうち作成しているものにチェックをしてください。
□　事故報告書
□　ヒヤリ・ハット事例
□　事故対応（危機管理）マニュアル</td><td>いる
いない</td><td rowspan="3">条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条
（40 条準用）</td></tr>
<tr><td>（３）損害賠償
利用者に対するサービスの提供により事故が発生し、これにより賠償すべき損害があるときは、速やかにその損害を賠償していますか。

＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(30)準用）＞
○　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。</td><td>いる
いない
該当なし</td></tr>
<tr><td>損害賠償保険の加入
賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。

＜保険の概要を記入してください。＞
<table><tr><td>賠償保険名</td><td></td></tr><tr><td>主な補償内容</td><td></td></tr><tr><td>加入期間</td><td></td></tr></table>＜参考＞　過去の保険適用の事例の有無　（　有　・　無　）</td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>５５
会計の区分
＊

共通</td><td>事業所ごとに経理を区分するとともに、指定に係る事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。

＜解釈通知　第十五の３(13)（第三の３(32)準用）＞
○　指定に係る事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条
（41 条準用）</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
５６ 記録の整備 ＊ 共通	（１）記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。	いる いない	条例第 196 条, 196 条の 11, 207 条（76 条準用）
	（２）記録の保存 利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存していますか。 ＜解釈通知　第十五の３(13)（第四の３(23)準用）＞ ○　少なくとも次に掲げる記録については、サービスを提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならない。 ①サービスに関する記録 ア　個別支援計画（省令第 58 条第 1 項） イ　サービスの提供の記録（省令第 53 条の 2 第 1 項） ウ　身体拘束等の記録（省令第 35 条の 2 の第 2 項） エ　苦情の内容等の記録（省令第 39 条第 2 項） オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（省令第 40 条第 2 項） カ　利用者から徴収した食材料費にかかる記録 ②市町村への通知に係る記録（省令第 65 条）	いる いない	
５７ 変更の届出等 共通	（１）指定事項の変更 指定に係る事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、１０日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 ＜届出先＞　川口市障害福祉課施設係 ＜変更に係る指定事項＞ ①　事業所の名称及び所在地 ②　事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 ③　定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④　事業所の平面図及び設備の概要 ⑤　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名及び住所 ⑥　主たる対象者（障害種別） ⑦　運営規程 ⑧　協力医療機関の名称及び診察科名並びに当該協力医療機関との契約内容 ⑨　障害者支援施設等との連携体制及び支援体制の概要 ☞　指定申請書や各種届出の副本については、紛失又は散逸しないよう、整理し、保管しておいてください。	いる いない 該当なし	法第 46 条
	（２）事業の廃止又は休止 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。	いる いない 該当なし	

◆　業務管理体制の整備

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="4">５８
業務管理
体制の整備
自主点検のみ
共通</td><td>（１）業務管理体制の届出
事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し市（障害福祉課）、県（障害者支援課）又は厚生労働省（事業所等が２都道府県以上にある事業者）に、業務管理体制の整備に関する事項の届出をしていますか。</td><td>いる
いない</td><td rowspan="4">法第 51 条の 2</td></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>事業所等の数</td><td>20 未満</td><td>20～99</td><td>100 以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">業務管理体制の内容</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td></tr>
<tr><td></td><td>法令遵守規程の整備</td><td>法令遵守規程の整備</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務執行状況の監査の実施</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出事項</td><td>法令遵守責任者の氏名、生年月日</td><td>法令遵守責任者の氏名、生年月日</td><td>法令遵守責任者の氏名、生年月日</td></tr>
<tr><td></td><td>法令遵守規程の概要</td><td>法令遵守規程の概要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法の概要</td></tr>
</table>
１　法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）
・関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等
２　法令遵守規程
・法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル）
３　業務執行状況の監査方法
・監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。
・監査は年１回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。

☞　事業所等の数によって届出の内容が異なります。
事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。
☞　１事業所で複数指定を受けている場合はそれぞれを数えます。
【障害者総合支援法】
・障害福祉サービス事業所
・障害者支援施設
・相談支援事業所
</td><td></td></tr>
<tr><td>（２）職員への周知
業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。</td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>（３）法令等遵守の取組
法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。</td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>（４）評価・改善等の取組
法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。</td><td>いる
いない</td></tr>
</table>

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

≪参照≫
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）（注）令和 6 年 3 月 15 日こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号改正現在
別表「介護給付費等単位数表」

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
５９ 基本事項 ＊ 共通	（１）費用の算定 サービスに要する費用の額は、報酬告示別表「介護給付費等単位数表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	いる いない	報酬告示一
	（２）金額換算の際の端数処理 （１）の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	いる いない	報酬告示二

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６０ 共同生活援助サービス費　＊ 介護	（１）基本報酬の算定 　介護サービス包括型共同生活援助サービス費については、障害者に対し、サービスを行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）　… 世話人　６：１ □ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）　… 体験利用 　一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、サービス（１回当たり連続３０日以内のものに限る。）を提供した場合に、年５０日以内に限り算定	いる いない	報酬告示別表 第15の1注1、注3
	（２）個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 　令和９年３月３１日までの間、指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合にあっては、サービス費（Ⅰ）に定める単位数にかかわらず、障害支援区分に応じ、別途定める単位数を算定していますか。 　ただし、居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 【指定基準附則第１８条の２（条例附則第２３項及び第２４項）】 第１項　事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分４、区分５又は区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合 第２項　事業所の利用者のうち、障害支援区分４、区分５又は区分６に該当するものが、共同生活住居内において、当該事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合 一　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること 二　当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること ＜留意事項通知　第二の３⑻①(二)ア＞ ○　共同生活援助事業所は、居宅介護事業所等から居宅介護等に係る個別支援計画及び提供実績を確認することとする。 ○　居宅介護等を利用していない日については、共同生活援助サービス費（Ⅰ）に定める単位数を算定する。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1注2

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６１ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費　＊ 日中	（１）基本報酬の算定 日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、障害者に対し、サービスを行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻②(一)＞ ○　日中サービス支援型共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ） … 世話人　５：１ □ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅱ） … 体験利用 一時的に体験的な日中サービス支援型共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、サービス（１回当たり連続３０日以内のものに限る。）を提供した場合に、年５０日以内に限り算定	いる いない	報酬告示別表 第15の1の2注1、注5
	（２）日中を共同生活住居以外で過ごす場合 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、１日につき別途定める単位数を算定していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻②(二)ア＞ ○　障害支援区分３以上の利用者が、日中サービス支援型共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分２以下の利用者に対し、日中サービス支援型共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第１５の１の２の注２に掲げる単位数を算定する。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の2注2

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６１ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費 （続き） 日中	（３）個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 　令和９年３月３１日までの間、指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、１日につき別途定める単位数を算定していますか。 　ただし、居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 【指定基準附則第１８条の２】 ※共同生活援助サービス費（６０（２））参照	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の2注3
	（４）個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例 　　（日中を当該共同生活住居以外で過ごす者の場合） 　令和９年３月３１日までの間、指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、１日につき別途定める単位数を算定していますか。 　ただし、居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が８時間以上である場合にあっては、所定単位数の１００分の９５に相当する単位数を算定していますか。 【指定基準附則第１８条の２】 ※共同生活援助サービス費（６０（２））参照	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の2注4
	（５）体験利用で日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合 　一時的に体験的な日中サービス支援型共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、サービス（１回当たり連続３０日以内のものに限る。）を提供した場合は、所定単位数に代えて、障害支援区分に応じ、年５０日以内に限り、１日につき別途定める所定単位数を算定していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻②(ニ)イ＞ ○　障害支援区分３以上の利用者が、日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、サービスを提供した場合又は障害支援区分２以下の利用者に対し、サービスを提供した場合については、報酬告示第１５の１の２の注６に掲げる単位数を算定する。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の2注6

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６２ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費　＊ 外部	（１）基本報酬の算定 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者に対し、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ） … 世話人６：１ 世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を６で除して得た数以上配置されているものとして市長に届け出た事業所 □ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ） … 世話人１０：１ サービス費（Ⅰ）に定めるもの以外の事業所（平成２６年４月１日に現に存する事業所で、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を１０で除して得た数以上配置されているものに限る。） □ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ） … 体験利用 一時的に体験的な外部サービス利用型共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス（１回当たり連続３０日以内のものに限る。）を提供した場合に、年５０日以内に限り算定	いる いない	報酬告示別表 第15の1の2の2注1～注3

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６３ 各サービス費共通事項 ＊	（１）人員欠如減算 従業者の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（配置すべき員数を下回っている場合）に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第550号・十、十の二、十一） ○　従業者の員数の基準 事業所に置くべき世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。 ○　所定単位数に乗じる割合 １００分の７０ ※　世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が３月以上継続している場合は、１００分の５０ ※　サービス管理責任者の員数を満たしていない状態が５月以上継続している場合は、１００分の５０		報酬告示別表 第15の1注4(1) 第15の1の2注7(1) 第15の1の2の2注4(1)
	ア　サービス提供職員欠如減算　共通 ＜留意事項通知　第二の１⑻②(一),④(一)・(四)＞ ①算定される単位数 ・減算が適用される月から３月未満の月　１００分の７０ ・減算が適用される月から連続して３月以上の月　１００分の５０ ②減算の具体的取扱い 人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算 ・１割を超えて減少した場合　→　その翌月から算定 ・１割の範囲内で減少した場合、常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合　→　その翌々月から算定 ＜留意事項通知　第二の１⑻④(二)＞ ○　日中サービス支援型共同生活援助事業所における、夜間及び深夜の時間帯に勤務を行う世話人又は生活支援員については、ある月（暦月）において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算 ア　指定基準に定める員数に満たない事態が２日以上連続して発生した場合 イ　指定基準に定める員数に満たない事態が４日以上発生した場合	いる いない 該当なし	
	イ　サービス管理責任者欠如減算　共通 ＜留意事項通知　第二の１⑻②(二),④(三)＞ ①算定される単位数 ・減算が適用される月から５月未満の月　１００分の７０ ・減算が適用される月から連続して５月以上の月　１００分の５０ ②減算の具体的取扱い 人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算　→　その翌々月から算定	いる いない 該当なし	

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６３ 各サービス費共通事項 （続き）	（２）個別支援計画未作成減算　共通 サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定していますか。 （一）　個別支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合 １００分の７０ （二）　個別支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合 １００分の５０ ＜留意事項通知　第二の１(10)④＞ ○　次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算 （一）サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。 （二）指定基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務（計画作成・保護者等への説明・文書による同意・計画を交付）が適切に行われていないこと。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1注4(2) 第15の1の2注7(2) 第15の1の2の2注4(2)
	（３）大規模住居等減算 共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算していますか。		報酬告示別表 第15の1注4(3)～(5) 第15の1の2注7(3)(4) 第15の1の2の2注4(3)(4)
	ア　介護サービス包括型　介護 (ｱ) 入居定員が８人以上である場合　１００分の９５ (ｲ) 入居定員が２１人以上である場合　１００分の９３ (ｳ) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が２１人以上である場合　１００分の９５	いる いない 該当なし	
	イ　日中サービス支援型　日中 (ｱ) 入居定員が２１人以上である場合　１００分の９３ (ｲ) 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が２１人以上である場合　１００分の９５	いる いない 該当なし	
	ウ　外部サービス利用型　外部 (ｱ) 入居定員が８人以上である場合　１００分の９０ (ｲ) 入居定員が２１人以上である場合　１００分の８７	いる いない 該当なし	
	（４）情報公表未報告減算　共通 法第７６条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ＜留意事項通知　第二の１(12)②(一),③＞ ○　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して１００分の１０となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する１００分の１０に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ○　当該減算については、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1注5 第15の1の2注8 第15の1の2の2注5

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６３ 各サービス費共通事項 （続き）	（５）業務継続計画未策定減算　共通 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の１００分の３に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 →「45 業務継続計画の策定」参照 ＜留意事項通知　第二の１(13)②(一),③＞ ○　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して１００分の３となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する１００分の３に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ○　当該減算については、業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。 ＜留意事項通知　第二の１(13)④＞　経過措置 ○　令和７年３月３１日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1注6 第15の1の2注9 第15の1の2の2注6
	（６）身体拘束廃止未実施減算　共通 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、所定単位数の１００分の１０に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 →「49 身体的拘束等の禁止」参照 ＜留意事項通知　第二の１(14)②(一),③＞ ○　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して１００分の１０となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する１００分の１０に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ○　当該減算については、次の(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 (1) 身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の３つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。 (2) 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催（１年に１回以上）していない場合。 (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 (4) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施（１年に１回以上）していない場合。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1注7 第15の1の2注10 第15の1の2の2注7

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６３ 各サービス費共通事項 （続き）	（７）虐待防止措置未実施減算　共通 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合は、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 →「1 一般原則」参照 ＜留意事項通知　第二の１(15)②(一),③＞ ○　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して１００分の１となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する１００分の１に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。 ○　当該減算については、次の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 (1) 虐待防止委員会を定期的に開催（１年に１回以上）していない場合。 (2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施（１年に１回以上）していない場合。 (3) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1注8 第15の1の2注11 第15の1の2の2注8
	（８）他のサービスとの算定関係　共通 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（介護 日中 指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定に基づく居宅介護及び重度訪問介護を受けている間を除く。）は、サービス費を算定していませんか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1注9 第15の1の2注12 第15の1の2の2注9

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６４ 退居後共同生活援助サービス費 ＊ 介護	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する介護サービス包括型共同生活援助事業所の従業者が、当該事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について自立生活支援加算（Ⅰ）又は自立生活支援加算（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問してサービスを行った場合に、当該退居の日の属する月から３月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定していますか。 ただし、３月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十六・イ） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業所であること。 (1)　利用者の一人暮らし等への移行に向けて、個別支援計画の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。 (2)　居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供として、おおむね週１回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。 ＜留意事項通知　第二の３(8)④(二)＞ ○　「居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供」とは、具体的には次のとおりであること。なお、当該加算の算定に当たっては、原則として、おおむね週に１回以上の支援を行うものであるが、月の途中から利用を開始する場合やサービスの終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、訪問又は同行支援による本人への対面による支援を１月に２日以上行った場合に算定できるものとする。 ア　利用者の居宅への訪問による心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況の把握 イ　生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言 （ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。） ウ　生活環境の変化に伴い必要となる障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整 （サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。） エ　協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の２の３

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６５ 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費　＊ 外部	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、当該事業所を退居した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について自立生活支援加算（Ⅰ）又は自立生活支援加算（Ⅲ）が算定されていた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問してサービスを行った場合に、当該退居の日の属する月から３月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定していますか。 ただし、３月を超えて引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、退居の日の属する月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数を算定していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十八・イ） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業所であること。 (1)　利用者の一人暮らし等への移行に向けて、個別支援計画の作成に係る会議を開催した上で、当該利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。 (2)　居宅における自立した日常生活の定着に必要な援助の提供に当たっては、おおむね週１回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。 ＜留意事項通知　第二の３(8)⑤＞ 第二の３(8)④の規定（64 退居後共同生活援助サービス費）を準用する。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の２の４
６６ 受託居宅介護サービス費　＊ 外部	外部サービス利用型共同生活援助事業所の利用者（区分２以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯において、個別支援計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか。 ＜留意事項通知　第二の３(8)⑥(二)＞ ○　受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う個別支援計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。 ○　個別支援計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の３

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６７ 人員配置体制加算 ＊	（１）人員配置体制加算　介護 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。）に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十六・ロ・(1)） 指定基準の規定により事業所に置くべき世話人及び生活支援員（世話人等）に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を１２で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十六・ロ・(2)） 指定基準の規定により事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を３０で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。 ＜留意事項通知　第二の３(8)⑦＞ ○　特定従業者数換算方法とは、当該事業所におけるサービスの提供に従事する「指定基準の規定により置くべき世話人等」及び「当該加算を算定するに当たり加配すべき世話人等」の勤務延べ時間数を、それぞれ「４０ 時間」で除することにより、当該加算の算定に当たっての従業者数の員数に換算する方法をいう。なお、これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第２位以下を切り捨てるものとする。 ○　当該加算における従業者の勤務延べ時間数の算出においては、労働基準法第３４条第１項における最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については含めるものとして差し支えない。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 人員配置体制加算（Ⅰ） ・特定従業者数換算方法で１２：１以上の世話人等を配置している事業所 □ 人員配置体制加算（Ⅱ） ・特定従業者数換算方法で３０：１以上の世話人等を配置している事業所 □ 人員配置体制加算（Ⅲ）　（個人単位特例） ・特定従業者数換算方法で１２：１以上の世話人等を配置している事業所 ・指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合 □ 人員配置体制加算（Ⅳ）　（個人単位特例） ・特定従業者数換算方法で３０：１以上の世話人等を配置している事業所 ・指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の３の２ 注1～4

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６７ 人員配置体制加算 （続き）	（２）人員配置体制加算　日中 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型共同生活援助事業所において、利用者に対し、サービスの提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。）に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十七・イ・(1)） 指定基準の規定により事業所に置くべき世話人及び生活支援員（世話人等）に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を７．５で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十七・イ・(2)） 指定基準の規定により事業所に置くべき世話人等に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を２０で除して得た数以上の世話人等が配置されていること。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 ☐ 人員配置体制加算（Ⅴ） ・特定従業者数換算方法で７．５：１以上の世話人等を配置している事業所 ☐ 人員配置体制加算（Ⅵ） ・特定従業者数換算方法で２０：１以上の世話人等を配置している事業所 ☐ 人員配置体制加算（Ⅶ）（日中住居以外） ・特定従業者数換算方法で７．５：１以上の世話人等を配置している事業所 ・日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、サービスの提供を行った場合 ☐ 人員配置体制加算（Ⅷ）（日中住居以外） ・特定従業者数換算方法で２０：１以上の世話人等を配置している事業所 ・日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、サービスの提供を行った場合 ☐ 人員配置体制加算（Ⅸ）（個人単位特例） ・特定従業者数換算方法で７．５：１以上の世話人等を配置している事業所 ・指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合 ☐ 人員配置体制加算（Ⅹ）（個人単位特例） ・特定従業者数換算方法で２０：１以上の世話人等を配置している事業所 ・指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の3の2 注5～12

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６７ 人員配置体制加算 （続き）	□ 人員配置体制加算（Ⅺ）　（個人単位特例・日中住居以外） ・特定従業者数換算方法で７．５：１以上の世話人等を配置している事業所 ・指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合 ・日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者にサービスを行った場合 □ 人員配置体制加算（Ⅻ）　（個人単位特例・日中住居以外） ・特定従業者数換算方法で２０：１以上の世話人等を配置している事業所 ・指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定（共同生活援助サービス費（６０（２））参照）の適用を受ける利用者に対し、サービスを行った場合 ・日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者にサービスを行った場合	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の3の2 注5～12
	（３）人員配置体制加算　外部 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た外部サービス利用型共同生活援助事業所において、利用者に対し、サービスを行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。）に、１日につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十八・ロ・(1)） 指定基準の規定により事業所に置くべき世話人に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を１２で除して得た数以上の世話人が配置されていること。 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十八・ロ・(2)） 指定基準の規定により事業所に置くべき世話人に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を３０で除して得た数以上の世話人が配置されていること。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 人員配置体制加算（ⅩⅢ） ・特定従業者数換算方法で１２：１以上の世話人を配置している事業所 □ 人員配置体制加算（ⅩⅣ） ・特定従業者数換算方法で３０：１以上の世話人を配置している事業所	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の3の2 注13～14

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６８ 福祉専門職員配置等加算　＊ 共通	指定基準の規定により置くべき世話人又は生活支援員（世話人等）として配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が１００分の３５以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が１００分の２５以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のいずれかに該当するもの (1) 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が１００分の７５以上 (2) 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が１００分の３０以上	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の4
６９ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算　＊ 共通	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（視覚障害者等）である利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。）が、全利用者の数に一定の割合を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、全利用者の数を一定の数で除して得た数以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻⑨（第二の２⑹⑥準用）＞ ○　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。 ア　視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ　聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 視覚障害者等が、利用者の数に１００分の５０を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を４０で除して得た数以上配置している場合 □ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 視覚障害者等が、利用者の数に１００分の３０を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定基準に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を５０で除して得た数以上配置している場合	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の4の2

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７０ 看護職員配置加算　＊ 共通	指定基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻⑩＞ ○　複数の共同生活住居を有する事業所においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が１以上かつ利用者の数を２０で除して得た数以上であること。 ○　加算の対象となる事業所については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。 ア　利用者に対する日常的な健康管理 イ　医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等 ウ　定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援 エ　看護職員による常時の連絡体制の確保 オ　重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意 ○　当該加算の算定対象となる事業所については、医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅵ）を除く。）の算定対象とはならないこと。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の4の3
７１ 高次脳機能障害者支援体制加算 ＊ 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が事業所の利用者の数に１００分の３０を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第543号・四十（543号・十八準用）） ○　脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害であること。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫ （平成18年厚生労働省告示第551号・十六・ハ（551号・六・ホ準用）） ○　次の（1）及び(2)のいずれにも該当する事業所であること。 （1）地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者要請に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、専ら高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を、指定基準において定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を５０で除して得た数以上配置していること。 (2)（1）に規定する者を配置している旨を公表していること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の4の4

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７２ ピアサポート実施加算 ＊ 介護 外部	次の（１）から（３）までのいずれにも該当するものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所において、障害者又は障害者であったと市長が認める者（障害者等）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。 （１）自立生活支援加算（Ⅲ）を算定していること。 （２）障害者ピアサポート研修修了者を事業所の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。 （３）（２）に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 ＜留意事項通知　第二の３⑻⑫(第二の３⑴③準用)＞ ○　ピアサポーターとしての支援は、利用者の個別支援計画に基づき、ピアサポーターが当事者としての経験に基づく自立した日常生活又は社会生活を営むための身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等についての相談援助を行った場合、利用者のロールモデルとして身体機能又は生活能力の向上のための訓練を実施し、必要な助言等を行った場合等において、加算を算定すること。 ○　当該加算の算定要件となる研修を行った場合は、内容を記録するものとする。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の４の５
７３ 退居後ピアサポート実施加算　＊ 介護 外部	次の（１）から（３）までのいずれにも該当するものとして、市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所において、障害者又は障害者であったと市長が認める者（障害者等）である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算していますか。 （１）退居後共同生活援助サービス費又は退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。 （２）障害者ピアサポート研修修了者を事業所の従業者として２名以上（当該２名以上のうち少なくとも１名は障害者等とする。）配置していること。 （３）（２）に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること ＜留意事項通知　第二の３⑻⑬(第二の３⑴③準用)＞ 上記「７２　ピアサポート実施加算」参照	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の４の６

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７４ 夜間支援等体制加算 ＊ 介護 外部	次の体制を確保しているものとして市長が認めた介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 夜間支援等体制加算（Ⅰ） 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している事業所 ※夜間支援対象利用者の障害支援区分及び数に応じて加算	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の５

＜留意事項通知　第二の３⑧⑭(一)＞

○　夜間及び深夜の時間帯（事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、１日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後１０時から翌日の午前５時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定する。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。

ア　夜間支援従事者の配置

(ｱ) 夜間支援従事者は、夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居（サテライト型住居を除く）に配置される必要があること。

(ｲ) 複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね１０分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保される必要があること。

(ｳ) １人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、次を上限とする。

・複数の共同生活援助（５か所まで（サテライト型住居の数は本体住居と併せて１か所）に限る。）における夜間支援を行う場合にあっては２０人まで

・１か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては３０人まで

イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ｱ) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わない。また、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えない。なお、障害者支援施設や病院、宿泊型自立訓練事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、事業所が短期入所事業所（併設又は空床利用型）を設置する場合にあっては、当該短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。

(ｲ) 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定する。

(ｳ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付ける必要があること。

(ｴ) １人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要がある。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ　加算の算定方法

１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均を用い、小数点第２位以下を切り上げて算定するものとする。なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）を算定できない。

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７４ 夜間支援等体制加算 （続き） 介護 外部	□ 夜間支援等体制加算（Ⅱ） 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している事業所 ※夜間支援対象利用者の数に応じて加算		報酬告示別表 第15の１の5

＜留意事項通知　第二の３⑻⑭(二)＞

○　夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。

ア　夜間支援従事者の配置
夜間支援等体制加算（Ⅰ）のアの規定を準用する。

イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ｱ) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わない。また、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えない。なお、障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、事業所が短期入所事業所（併設又は空床利用型）を設置する場合にあっては、当該短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。

(ｲ) 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。

(ｳ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。

(ｴ) １人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき１回以上は共同生活住居を巡回する必要がある。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ　加算の算定方法
１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均を用い、小数点第２位以下を切り上げて算定するものとする。なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅲ）を算定できない。

	□ 夜間支援等体制加算（Ⅲ） 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保している事業所		

＜留意事項通知　第二の３⑻⑭(三)＞

○　夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして市長が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。

ア　夜間防災体制の内容
警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。

イ　常時の連絡体制の内容
事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。

(ｱ) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合

(ｲ) 事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合。ただし、障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。

ウ　加算の算定方法
常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定できない。

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７４ 夜間支援等体制加算 （続き） 介護 外部	□ 夜間支援等体制加算（Ⅳ） 　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している事業所 ※夜間支援対象利用者の数に応じて加算		報酬告示別表 第15の１の５

＜留意事項通知　第二の３⑻⑭(四)＞

○　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。

ア　夜間支援従事者の配置

(ｱ) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。

　なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象にならない。

(ｲ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。

(ｳ) １人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は３０人までを上限とする。

イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ｱ) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わない。また、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えない。なお、障害者支援施設や病院、宿泊型自立訓練事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、事業所が短期入所事業所（併設又は空床利用型）を設置する場合にあっては、当該短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。

(ｲ) 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。

(ｳ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案して、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ　加算の算定方法

　１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均を用い、小数点第２位以下を切り上げて算定するものとする。

　なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅴ）及び（Ⅵ）を算定できない。

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７４ 夜間支援等体制加算 （続き） 介護 外部	□ 夜間支援等体制加算（Ⅴ） 　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している事業所 ※夜間支援対象利用者の数に応じて加算		報酬告示別表 第15の１の５

＜留意事項通知　第二の３⑻⑭(五)＞

○　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。

ア　夜間支援従事者の配置

(ｱ) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯において配置される必要があること。夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前５時までの間において、少なくとも２時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できる。なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならない。

(ｲ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。

(ｳ) １人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は３０人までを上限とする。

イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ｱ) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わない。また、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えない。なお、障害者支援施設や病院、宿泊型自立訓練事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、事業所が短期入所事業所（併設又は空床利用型）を設置する場合にあっては、当該短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。

(ｲ) 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。

(ｳ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案して、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ　加算の算定方法

　１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従業者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均を用い、小数点第２位以下を切り上げて算定するものとする。なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ) 及び (Ⅵ) を算定できない。

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７４ 夜間支援等体制加算 （続き） 介護 外部	□ 夜間支援等体制加算（Ⅵ） 　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している事業所 ※　夜間支援対象利用者の数に応じて加算		報酬告示別表 第15の１の５

＜留意事項通知　第二の３⑻⑭(六)＞

○　夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。

ア　夜間支援従事者の配置

(ｱ) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が１人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要がある。なお、夜間支援等体制加算（Ⅰ）により配置される別の夜間支援従事者が２人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象にならない。

(ｲ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。

(ｳ) １人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は３０人までを上限とする。

イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

(ｱ) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わない。また、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えない。なお、障害者支援施設や病院、宿泊型自立訓練事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、事業所が短期入所事業所（併設又は空床利用型）を設置する場合にあっては、当該短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えない。

(ｲ) 利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が事業所に配置されていること。なお、外部サービス利用型共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。

(ｳ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき１回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて緊急時の対応等を行うものとする。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。

ウ　加算の算定方法

　１人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均を用い、小数点第２位以下を切り上げて算定するものとする。なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定できない。

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７５ 夜勤職員 加配加算 ＊ 日中	指定基準に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置しているものとして市長に届け出た日中サービス支援型共同生活援助事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻⑮＞ ○　利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の㈠から㈢までの要件を満たしていると市長が認める場合について、算定する。 ㈠　夜間支援従事者の加配 加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。 ただし、事業所が設置する短期入所事業所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。 ㈡　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 加配される夜間支援従事者の業務は、指定基準に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤は問わないものであること。 また、当該夜間支援従事者は、事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 ㈢　加算の算定方法 指定基準に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の5の2

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７６ 重度障害者支援加算 ＊ 介護 日中	（１）重度障害者支援加算（Ⅰ） 　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助事業所において、報酬告示別表第８の１の注１に規定する利用者の支援の度合にある者（指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対してサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の６注１

【厚生労働大臣が定める施設基準】

≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十六・ニ（1））

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する事業所であること。

(1) 指定基準の規定により事業所に置くべき生活支援員に加え、当該加算の対象となる者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。

(2) 事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は喀痰吸引等研修（第二号）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１以上配置し、支援計画シートを作成すること。

(3) 事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）又は喀痰吸引等研修（第三号）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が１００分の２０以上であること。

【報酬告示別表第８の１の注１に規定する利用者】

第８の１　重度障害者等包括支援サービス費

注１　区分６に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する利用者

(1) 重度訪問介護の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の(ｲ)又は(ﾛ)いずれかに該当するもの

(ｲ) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

(ﾛ) 最重度の知的障害のある者

(2) 行動関連項目合計点数が10点以上である者

＜留意事項通知　第二の３(8)⑯(一)＞

○　次のアからウのいずれの要件も満たす事業所において、重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、サービスを行った場合に算定する。

ア　指定基準に規定する生活支援員の員数に加えて、重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。

イ　事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち１人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。

ウ　事業所に配置されている生活支援員のうち２０％以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。

エ　上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７６ 重度障害者支援加算 （続き） 介護 日中	＜留意事項通知　第二の３⑻⑯(三)(第二の２⑹⑪（二）準用)＞ ○　イにおける実践研修修了者は、原則として週に１回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察し、３月に１回程度の頻度で支援計画シート等を見直すものとする。 ○　ウにおける基礎研修修了者は、その他の職員と連携・協力し、支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別の支援を行うとともに、支援記録等の作成・提出等を通じて、支援の経過を実践研修修了者にフィードバックするものとする。		
	（２）　重度障害者支援加算（Ⅱ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助事業所において、区分４以上に該当し、報酬告示別表第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者（指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対してサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は加算しない。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の６注３
	【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十六・ニ（2）） 次の（1)から⑶までのいずれにも該当する事業所であること。 ⑴ 指定基準の規定により事業所に置くべき生活支援員に加え、当該加算の対象となる者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員が配置されていること。 ⑵ 事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１以上配置し、支援計画シートを作成すること。 ⑶ 事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が１００分の２０以上であること。		
	【報酬告示別表第８の１の注１に規定する利用者】 ※７６（１）参照		
	＜留意事項通知　第二の３⑻⑯(二)＞ ○　次のアからウのいずれの要件も満たす事業所において、障害支援区分４以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が１０点以上の者に対し、サービスを行った場合に算定する。 ア　指定基準に規定する生活支援員の員数に加えて、重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。 イ　事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち１人以上が、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。 ウ　事業所に配置されている生活支援員のうち２０%以上が、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。 エ　研修修了者として配置するサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。		
	＜留意事項通知　第二の３⑻⑯（三）(第二の２⑹⑪準用)＞ ※７６（１）参照		

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７６ 重度障害者支援加算 （続き） 介護 日中	（３）中核的人材養成研修修了者を配置 　上記（１）又は（２）が算定されている事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、サービスを行った場合に、更に１日につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号・十六・ホ） 　別に厚生労働大臣が定める者（中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（中核的人材養成研修修了者））を１以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者）が、支援計画シート等を作成すること。 【厚生労働大臣が定める者】 ≪参照≫（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号・五の二） 　障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が１８点以上である障害者又はこれに準ずる者 ［行動関連項目］ 〇コミュニケーション　〇説明の理解 〇大声・奇声を出す　〇異食行動 〇多動・行動停止　〇不安定な行動 〇自らを傷つける行為　〇他人を傷つける行為 〇不適切な行為　〇突発的な行動 〇過食・反すう等　〇てんかん ＜留意事項通知　第二の３⑻⑯(三)（第二の２⑹⑪(三)準用）＞ 〇　中核的人材養成研修修了者を配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が、支援計画シート等を作成する旨届出をしており、行動関連項目合計点数が１８点以上である利用者に対し、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数にさらに１５０単位を加算することとしている。 〇　中核的人材養成研修修了者は、原則として、週に１回以上、行動関連項目合計点数が１８点以上である利用者の様子を観察し、支援計画シート等の見直しに関する助言及び指導を行うものとする。 〇　この中核的人材については、当該事業所に常勤専従の職員として配置されることが望ましいが、必ずしも常勤又は専従を求めるものではない。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の１の６ 注 2, 注 4

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７６ 重度障害者支援加算 （続き） 介護 日中	（４）初期段階における手厚い支援 上記（１）又は（２）の加算が算定されている介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して１８０日以内の期間について、更に１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻⑯(三)（第二の２⑹⑪(四)準用）＞ ○　重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したもの。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 1 の 6 注 5, 注 7
	（５）初期段階における手厚い支援 （中核的人材養成研修修了者を配置している場合） 上記（３）の加算が算定されている介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して１８０日以内の期間について、更に１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 1 の 6 注 6, 注 8
７７ 医療的ケア対応支援加算　＊ 共通	指定基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対してサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 ※重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。 【厚生労働大臣が定める者】 ≪参照≫（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号・五） スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 【スコア表の項目】 （1）人工呼吸器の管理　（2）気管切開の管理 （3）鼻咽頭エアウェイの管理　（4）酸素療法 （5）吸引　（6）ネブライザーの管理 （7）経管栄養　（8）中心静脈カテーテルの管理 （9）皮下注射　(10) 血糖測定 (11) 継続的な透析　(12) 導尿 (13) 排便管理 (14) 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 1 の 7

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７８ 日中支援加算　＊ 介護 外部	（１）　日中支援加算（Ⅰ） 介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（６５歳以上又は障害支援区分４以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、個別支援計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※介護サービス包括型共同生活援助事業所にあっては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に支援を行った場合については、算定しない。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の１の８
	＜留意事項通知　第二の３⑻⑱(一)＞ ○　日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、個別支援計画に位置付けるとともに、指定基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間（人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。）には含めてならないものであること。 ○　日中支援従事者は、当該事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。ただし、別途報酬等（日中支援加算（Ⅱ）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。 ○　日中支援対象利用者の数には、日中支援加算（Ⅱ）の日中支援対象利用者の数を含めること。 ○　第１項利用者及び第２項利用者（指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者）については、この加算を算定することはできない。		
	（２）日中支援加算（Ⅱ） 介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	
	＜留意事項通知　第二の３⑻⑱(二)＞ ○　日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は個別支援計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合について算定する。 ○　日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、個別支援計画に位置付けるとともに、指定基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間（人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。）には含めてはならないものであること。 ○　日中支援従事者は、事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。ただし、別途報酬等（日中支援加算（Ⅰ）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。 ○　日中支援対象利用者の数には、日中支援加算（Ⅰ）の日中支援対象利用者の数を含めること。 ○　第１項利用者及び第２項利用者（指定基準附則第１８条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者）については、この加算を算定することはできない。		

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７９ 集中的支援加算　＊ 共通	（１）集中的支援加算（Ⅰ） 　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の9注1
	【別に厚生労働大臣が定める者】　※集中的支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）共通 ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・一の二） 　障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目（７６（３）参照）について、行動関連項目合計点数が１０点以上である障害者又はこれに準ずる者		
	＜留意事項通知　第二の3⑧⑲　（第二の2⑨㉓(一)準用）＞ ○　本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。 ○　集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア　広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び事業所のアセスメントを行うこと イ　広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（集中的支援実施計画）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと ウ　事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること エ　事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること オ　当該者へ計画相談支援を行う計画相談支援事業所と緊密に連携すること ○　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ○　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。 ○　事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。		
	（２）集中的支援加算（Ⅱ） 　別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所が、集中的な支援が必要な利用者を他の障害福祉サービスを行う事業所又は障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の1の9注2
	＜留意事項通知　第二の3⑧⑲(第二の2⑨㉓(二)準用)＞ ○　本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。 ○　他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。 ○　事業所における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア　広域的支援人材の支援を受けながら、集中的支援加算（Ⅰ）を算定する際の取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。 イ　集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。 ○　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ○　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。		

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８０ 自立生活 支援加算 ＊	（１）自立生活支援加算（Ⅰ）　介護 外部 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が１月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に向けて、介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所の従業者が、個別支援計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、個別支援計画の見直しを行った日の属する月から起算して６月以内の期間（当該利用者が退居した場合には、退居した日の属する月までの期間）に限り、１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻⑳(一)＞ ○　以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。 ア　当該共同生活住居において、引き続き生活支援を受け続けることを希望する者 イ　事業所等の事情により退居を求める者 ウ　単身等での生活の希望や意思の表明が十分に確認できていない状況の者 エ　他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者 ○　利用者の希望する単身等の生活に係る意向を確認した後に、サービス管理責任者が個別支援計画の変更に係る会議を開催し、支援の方針や支援内容等について当該事業所の従業者に確認及び共有したうえで、変更後の計画の原案について利用者に同意を求め、変更後の計画を交付した月から６月間算定できる。 ○　当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないものである。 ア　住居の確保に係る支援 イ　生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。） ウ　生活環境の変化に伴い必要となる障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の2注1

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８０ 自立生活 支援加算 （続き）	（２）住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有　介護 外部 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所であって、上記（１）を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、１月に１回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に１月につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 ≪参照≫（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号・四十の二（543 号・三十九の二準用）） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ　イに規定する体制を確保している旨を公表していること。 ＜留意事項通知　第二の３(8)⑳(一)エ(第二の 3(7)⑫準用)＞ ○　「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況、生活環境、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 ○　「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ○　情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、５年間保存するとともに、市長から求めがあった場合は、提出しなければならない。 ○　当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 2 注 4
	（３）住宅の確保及び居住の支援に係る課題の報告　介護 外部 介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所であって、上記（１）を算定しているものが、当該事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者１人につき１月に１回を限度として、更に所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３(8)⑳(第二の 3(7)⑬準用)＞ ○　説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 ○　当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 2 注 5

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８０ 自立生活 支援加算 （続き）	（４）自立生活支援加算（Ⅱ）　日中 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、日中サービス支援型共同生活援助事業所の従業者が、個別支援計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中２回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後３０日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後１回を限度として、所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻⑳(第二の２⑸③準用)＞ ○　加算は退居日に算定し、退居後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。 ○　加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。 ア　退居して病院又は診療所へ入院する場合 イ　退居して他の社会福祉施設等へ入所する場合（退去して他の共同生活援助等を行う住居に入居する場合を含む。） ウ　死亡退居の場合 ○　加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。 ○　加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。 ア　退居後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 イ　食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 ウ　退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 エ　住宅改修に関する相談援助 オ　退居する者の介護等に関する相談援助 ○　退居前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退居後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の2注2

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８０ 自立生活 支援加算 （続き）	（５）自立生活支援加算（Ⅲ）　介護 外部 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所が、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の2注3

【厚生労働大臣が定める施設基準】
≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十六・へ）
次の⑴から⑸までのいずれにも該当する事業所であること。
⑴　利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした共同生活住居（移行支援住居）を１以上有すること。
⑵　移行支援住居の定員が２人以上７人以下であること。
⑶　指定基準の規定により事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者（移行支援入居者）に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものを１以上（当該事業所における移行支援入居者の数の合計が８以上の場合にあっては、１に、移行支援入居者の数が７を超えて７又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上）配置していること。
⑷　移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して、個別支援計画の作成に係る会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
⑸　移行支援入居者に対し、住居の確保その他の退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

＜留意事項通知　第二の３⑻⑳(三)＞
○　以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。
　ア　単身等での生活の希望や移行支援住居の入居についての意思の表明が十分に確認できていない状況の者
　イ　他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者
○　定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を１つの移行支援住居とすることができるものとする。
○　移行支援住居には、指定基準の規定に基づき当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を１人以上配置しなければならない。なお、当該サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。
○　移行支援住居を設けた場合には、利用者の選択に資するため、原則として、インターネット等を活用して公表すべきものであること。
○　算定期間は移行支援住居入居から３年とする。ただし、引き続き移行支援住居における支援が効果的であると市町村が認める者については、３年を超えて算定が可能である。
○　指定基準の規定に基づき、事業者は、利用者の退居に際して、退去後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行わなければならないことから、当該移行支援住居を退居後に、引き続き、他の共同生活住居等での支援が必要と認められる利用者に対しては、他の障害福祉サービス事業者を紹介するなど、適切な対応を行うこと。
○　当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されることがないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて適切に提供されなければならないものである。
　ア　住居の確保に係る支援
　イ　生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。）
　ウ　生活環境の変化に伴い必要となる障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）
　エ　協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８１ 入院時支援特別加算 ＊ 共通	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定基準の規定により事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月に１回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 3
	＜留意事項通知　第二の３⑻㉑（第二の３⑵⑭準用）＞ ○　入院期間が３日以上７日未満の場合にあっては少なくとも１回以上、入院期間が７日以上の場合は少なくとも２回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が７日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が１回である場合については、入院期間が３日以上７日未満の場合の所定単位数を算定する。 ○　入院期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該２月目において、入院日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。 ○　従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。 ○　長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。 ○　体験利用による基本報酬を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。		
	●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合 □　当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合		
８２ 長期入院時支援特別加算　＊ 共通	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定基準の規定により事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、１月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して３月に限る。）について、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※　入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 3 の 2
	＜留意事項通知　第二の３⑻㉒（第二の３⑵⑮準用）＞ ○　特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すもの）のない限り、原則、１週に１回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。 ○　特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。 ○　従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。 ○　入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、１回の入院における２月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。 ○　長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。 ○　体験利用による基本報酬を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。		

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８３ 帰宅時支援加算　＊ 共通	利用者が個別支援計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、１月に１回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉓（第二の３⑵⑯準用）＞ ○　利用者が個別支援計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の１月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。 ○　従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ個別支援計画の見直しを行う必要があること。 ○　外泊期間が複数月にまたがる場合の２月目以降のこの加算の取り扱いについては、当該２月目において、外泊日数の合計が、３日に満たない場合、当該２月目については、この加算を算定しない。 ○　長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の１月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。 ○　体験利用による基本報酬を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □　当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が３日以上７日未満の場合 □　当該月における家族等の居宅等における外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数の合計が７日以上の場合	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の4
８４ 長期帰宅時支援加算 ＊ 共通	利用者が個別支援計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合に、１月の外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）の日数が２日を超える場合に、当該日数を超える期間について、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して３月に限る。 ※帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉔（第二の３⑵⑰準用）＞ ○　利用者が個別支援計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、１日につき所定単位数を算定する。 ○　従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ個別支援計画の見直しを行う必要があること。 ○　１回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大３月間まで算定が可能であること。また、２月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の２日目までは、この加算は算定できないこと。 ○　帰宅時支援加算を算定する月は算定できない。また、この場合において、最初の１月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、１回の外泊における２月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。 ○　長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。 ○　体験利用による基本報酬を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の5

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８５ 地域生活移行個別支援特別加算 ＊ 共通	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の障害福祉サービスを行う事業所又は障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の6

【厚生労働大臣が定める施設基準】
≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・十六・ト）

(1) 指定基準の規定により事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 事業所の従業者に対し、医療観察法に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年１回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

【厚生労働大臣が定める者】
≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・九）

○　医療観察法に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設法に規定する刑事施設若しくは少年院法に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から３年を経過していないもの又はこれに準ずる者

＜留意事項通知　第二の３(8)㉕（第二の３(2)⑲準用）＞

○　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。

○　従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。

○　加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。

・本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた個別支援計画の作成

・指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催

・日常生活や人間関係に関する助言

・医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援

・日中活動の場における緊急時の対応

・その他必要な支援

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８６ 精神障害者 地域移行 特別加算 ＊ 共通	運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定基準の規定により事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして市長に届け出た事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し、個別支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉖（第二の３⑵⑳準用）＞ ○　加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。 ・社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた個別支援計画の作成 ・精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む） ・対象利用者との定期及び随時の面接 ・日中活動の選択、利用、定着のための支援 ・その他必要な支援	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の6の2

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８７ 強度行動障害者地域移行特別加算 ＊ 介護 日中	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助事業所において、障害者支援施設等又は障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫ （平成 18 年厚生労働省告示第 551 号・十六・チ、十七・ホ（551 号・十一・ホ準用）） 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する事業所であること。 (1) 事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１以上配置していること。 (2) 事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が１００分の２０以上であること。 【厚生労働大臣が定める基準】 ≪参照≫（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号・四十の三（543 号・四準用）） 障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目（７６（３）参照）について、行動関連項目合計点数が１０点以上であること。 ＜留意事項通知　第二の３(8)㉗（第二の３(2)㉑(二)準用）＞ ○　以下のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して、個別支援計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。 ア　事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。 イ　事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が１００分の２０以上であること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 6 の 3
８８ 強度行動障害者体験利用加算 ＊ 介護 日中	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助事業所において、一時的に体験的なサービスの利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、個別支援計画に基づき、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 【厚生労働大臣が定める基準】 ＜留意事項通知　第二の３(8)㉘(二)（第二の３(2)㉑(二)準用）＞ 上記「８７　強度行動障害者地域移行特別加算」参照	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 6 の 4

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８９ 医療連携 体制加算 ＊ 共通	医療機関等との連携による看護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※看護職員配置加算又は医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。 ●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として加算 □ 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として加算 □ 医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として加算 □ 医療連携体制加算（Ⅳ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ加算 ※(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定している利用者については、算定しない。 【厚生労働大臣が定める者】 ≪参照≫（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号・五の九） ○　スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者 【スコア表の項目】 (1) 人工呼吸器の管理　(2) 気管切開の管理 (3) 鼻咽頭エアウェイの管理　(4) 酸素療法 (5) 吸引　(6) ネブライザーの管理 (7) 経管栄養　(8) 中心静脈カテーテルの管理 (9) 皮下注射　(10) 血糖測定 (11) 継続的な透析　(12) 導尿 (13) 排便管理 (14) 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 7

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８９ 医療連携 体制加算 （続き） 共通	□ 医療連携体制加算（Ⅴ）→100 ページ（1）～（9）も回答 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し加算 ※看護職員配置加算又は医療的ケア対応加算を算定している場合は算定しない □ 医療連携体制加算（Ⅵ）→100 ページ（1）～（9）も回答 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に加算 ※（Ⅰ）～（Ⅳ）のいずれかを算定している利用者は算定しない。 □ 医療連携体制加算（Ⅶ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に加算 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ≪参照≫（平成 18 年厚生労働省告示第 551 号・十六・リ） ○　事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を１名以上確保していること。 ○　看護師により２４時間連絡できる体制を確保していること。 ○　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉙（第二の２⑺⑯準用）＞ 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）までについて ○　事業所は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。 ○　当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。 ○　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載すること。 ○　当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。 ○　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。 ○　看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。 ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。 イ　医療連携体制加算（Ⅳ）における取扱い 医療連携体制加算（Ⅳ）を算定する利用者全体で８人を限度とすること。 ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第 15 の 7

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８９ 医療連携 体制加算 （続き） 共通	＜留意事項通知　第二の３⑧㉙＞ 医療連携体制加算（Ⅶ）について ○　利用者の状態の判断や、事業所の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。 ○　看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。 ○　医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。 ○　適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師１人につき、算定可能な利用者数は２０人を上限とする。 ○　「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中におけるサービスにおける家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。		

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８９ 医療連携 体制加算 （続き） 共通	（１）登録特定行為事業者の登録 社会福祉士及び介護福祉士法附則第２７条第２項において準用する同法第４８条の３に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」の登録を受けていますか。 業務開始年月日　　年　　月　　日 ☞　たんの吸引等の業務を行う事業者は、事業所ごとに、その所在地の都道府県に申請し、登録喀痰吸引等事業者（登録特定定行為事業者）の登録を受ける必要があります。	該当する 該当しない	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、48条の3 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の2、26条の3 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）（H23.11.11社援発第1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知）
	（２）認定特定行為業務従事者 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」に行わせていますか。 ☞　たんの吸引等を行う介護職員等は、認定特定行為業務従事者である必要があります。	いる いない	
	（３）特定行為 登録特定行為事業者として実施するたんの吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 ＜登録している行為で該当するものに〇をつけてください＞ （たん吸引）・口腔内　・鼻腔内　・気管カニューレ内 （経管栄養）・胃ろう又は腸ろう　・経鼻経管栄養	いる いない	
	（４）医師からの指示 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	いる いない	
	（５）実施計画書 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	いる いない	
	（６）対象者等の同意 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員等がたんの吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	いる いない	
	（７）結果報告 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	いる いない	
	（８）安全委員会の開催 たんの吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	いる いない	
	（９）業務方法書等の整備 たんの吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	いる いない	

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９０ 通勤者 生活支援 加算　＊ 介護 外部	利用者のうち１００分の５０以上の者が通常の事業所に雇用されているとして市長に届け出た介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉚（第二の３⑵⑬準用）＞ ○　「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、就労移行支援、就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型の利用者は除くものであること。 ○　加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の8
９１ 障害者支援施設等感染対策向上加算　＊ 共通	（１）障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 以下の⑴から⑶のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所において、１月につき所定単位数を加算していますか。 ⑴　第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ⑵　指定基準に規定する協力医療機関その他の医療機関（協力医療機関等）との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ⑶　医科診療報酬点数表に規定する感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉛（第二の２⑼㉔準用）＞ ○　事業所において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも１年に１回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修及び訓練、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。 ○　事業所は、入居者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。また、第二種協定指定協力医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を妨げるものではない。 ○　季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に事業所において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入居者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の8の2

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９１ 障害者支援施設等感染対策向上加算 （続き） 共通	（２）障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉜（第二の２⑼㉕準用）＞ ○　実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の8の2
９２ 新興感染症等施設療養加算　＊ 共通	利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の３⑻㉝（第二の２⑼㉖準用）＞ ○　対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和６年４月時点においては、指定している感染症はない。 ○　適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、感染者以外の入居者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル（入所系マニュアル）」を参考とすること。	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の8の3

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９３ 福祉・介護職員等処遇改善加算 ＊ 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に応じた単位数を所定単位数に加算していますか。 **（別紙）職場環境要件について、法人（事業所）で取組を実施している項目を選択してください。**	いる いない 該当なし	報酬告示別表 第15の9

【厚生労働大臣が定める基準】
≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第543号・四十一（543号・二準用））

イ　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(一)　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

(二)　当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち１人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円以上であること。

(2) 当該事業所において、福祉・介護職員等処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

(5) 算定日が属する月の前１２月間において、労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

(6) 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること。

(二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三)　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四)　(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(五)　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六)　(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該事業所の職員の処遇改善の内容及び当該事業所の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

(10) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)
イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)
イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９６ 福祉・介護職員等処遇改善加算 （続き） 共通	●　次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ① 月額賃金改善要件Ⅰ及びⅡを満たしている ② キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤを満たしている ③ 職場環境等要件の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑱現場の課題の見える化は必須）を実施している ④ ③の取組についてホームページ等により公表している □ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ① 月額賃金改善要件Ⅰ及びⅡを満たしている ② キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣを満たしている ③ 職場環境等要件の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑱現場の課題の見える化は必須）を実施している ④ ③の取組についてホームページ等により公表している □ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ① 月額賃金改善要件Ⅰ及びⅡを満たしている ② キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ及びⅢを満たしている ③ 職場環境等要件の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２以上の取組を実施している □ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ① 月額賃金改善要件Ⅰ及びⅡを満たしている ② キャリアパス要件Ⅰ及びⅡを満たしている ③ 職場環境等要件の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２以上の取組を実施している 月額賃金改善要件Ⅱは、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかの算定以前に旧ベースアップ等加算又は令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月３１日まで算定することが可能であった処遇改善加算Ⅴ（２）、（４）、（７）、（９）若しくは（１３）を算定していた事業所については適用しない。		報酬告示別表 第15の9

◆　訓練等給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９６ 福祉・介護職員等処遇改善加算 （続き） 共通	≪参照≫ 「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和７年度分）」 （令和７年３月７日障障発0307第１号・こ支障第11号　厚生労働省社会・援護局障害保健部障害福祉課長・こども家庭庁支援局障害児支援課長） ① 月額賃金改善要件Ⅰ（月給による賃金改善） 処遇改善加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（基本給等）の改善に充てること。また、事業所等が処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合にあっては、仮に処遇改善加算Ⅳを算定する場合に見込まれる加算額の２分の１以上を基本給等の改善に充てること。なお、処遇改善加算を未算定の事業所が新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させる必要はない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップにより行うことを基本とする。 ② 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善） 令和６年５月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月31日までの間において、新規に処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、令和７年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和６年５月以前に旧３加算を算定していなかった事業所及び令和６年６月以降に開設された事業所が、処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。 ③ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）※ 次の一から三までを全て満たすこと。 一　福祉・介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 二　一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。 三　一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、 全ての福祉・介護職員に周知していること。ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。 ④ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）※ 次の一及び二を満たすこと。 一　福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。 ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。 ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。 二　一について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ⑤ キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）※ 次の一及び二を満たすこと。 一　福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 二　一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 ⑥ キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件） 経験・技能のある障害福祉人材のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。 ⑦ キャリアパス要件Ⅴ（配置等要件） 福祉専門職員配置等加算の届出を行っていること。 ⑧ 職場環境等要件 処遇改善加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合は、別紙１表４に掲げる処遇改善の取組を実施すること。その際、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙１表４の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに２以上の取組を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに１以上の取組を実施すること。また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち３以上の取組（うち⑱は必須）を実施し、処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち２以上の取組を実施すること。ただし、１法人あたり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、㉔の取り組みを実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。また、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。 ※令和７年度においては、処遇改善計画書において令和８年３月末までに要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和７年度当初から要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととする。当該誓約をした場合は、令和８年３月末までに当該取組を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。 ４．処遇改善加算の算定に係る事務処理手順 （１）体制等状況一覧表等の届出（体制届出） （２）処遇改善計画書等の作成・提出 （３）実績報告書等の作成・提出		

集団指導について

来年度以降、集団指導で取り上げてほしい内容があれば記入してください。

運営上の課題について

法人又は事業所を運営しているうえでの課題や問題点があれば記入してください。

相談・意見・要望等について

行政（国・県・市町村）への相談・要望等、又は障害者施策全般に関する意見があれば記入してください。